

御殿場市一般廃棄物処理基本計画

令和8年3月

御殿場市

◆◆◆ 目 次 ◆◆◆

第1章 計画策定の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の対象廃棄物	3
第4節 計画の期間	3
第5節 計画対象地域	3
第2章 地域の概要	5
第1節 自然条件	5
第2節 社会条件	6
第3節 上位・関連計画及び法令	9
第3章 ごみ処理の現状	14
第1節 ごみ処理行政の沿革	14
第2節 ごみの分別区分及びごみの流れ	15
第3節 ごみ排出量の実績及びその性状	17
第4節 ごみの減量化、再生利用の実績	19
第5節 ごみ処理体制	22
第6節 資源化量	27
第7節 ごみ処理経費	28
第8節 ごみ処理の評価	29
第9節 広域化の動向	31
第4章 ごみ処理の課題の抽出・整理	32
第5章 ごみ処理基本計画の基本方針	35
第1節 基本理念	35
第2節 基本方針	36
第6章 ごみ発生量の見込み	37
第1節 将来人口	37
第2節 ごみ発生量の見込み（現状処理体系を維持した場合）	38
第3節 目標値の設定	41
第4節 ごみ発生量の見込み（目標達成した場合）	42

第7章 減量化・資源化計画	45
第1節 市民・事業者・行政の取り組み	45
第8章 食品ロス削減推進計画	50
第1節 食品ロス削減の現状	50
第2節 削減に向けた取り組み	51
第9章 ごみ処理基本計画	53
第1節 将来の分別区分	53
第2節 収集運搬計画	54
第3節 中間処理計画	56
第4節 最終処分計画	58
第10章 進行管理計画	59
第1節 推進体制	59
第2節 進行管理	59

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

第1項 ごみを取り巻く状況

経済の発展に伴い、大量生産・大量消費型の経済活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物資循環を阻害しています。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも関係しています。そのため、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」への転換が求められています。

国においては、環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）の改正、各種リサイクル法の制定等、循環型社会形成を目指して法整備が進められ、近年では令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行されました。

また、平成27年に行われた国連総会では、令和12年までの新たな目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、海洋ごみ・海洋汚染の大幅な削減や食品ロス・食品廃棄物の削減等について日本等の先進国が率先して取り組むことが目標とされています。

さらに、令和2年には、令和32年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラル*を目指すことを宣言しており、廃棄物処理施設の整備にあたっては、廃棄物処理システム全体からの温室効果ガスの排出削減や社会全体の脱炭素化への貢献を念頭に置いて進めることが極めて重要であるとされています。

※カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味します。

第2項 計画策定の趣旨及び目的

ごみ処理は、「御殿場市一般廃棄物処理基本計画」（令和3年3月策定）に基づいて、ごみの排出抑制、資源の有効利用、分別の徹底等の取り組みを実施してきました。

このような状況において、今回、計画期間満了に伴い、長期的・総合的な視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針や対策をより一層推進するため、「一般廃棄物処理基本計画」の策定を行います。

第2節 計画の位置づけ

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置付けは、図1-1に示すとおりです。

本計画は、前述のとおり廃棄物処理法に基づき策定するものであり、ごみに関する計画を定めるもので、関係法令をはじめ関連計画との整合を図り、長期的視点に立った基本方針を定めます。

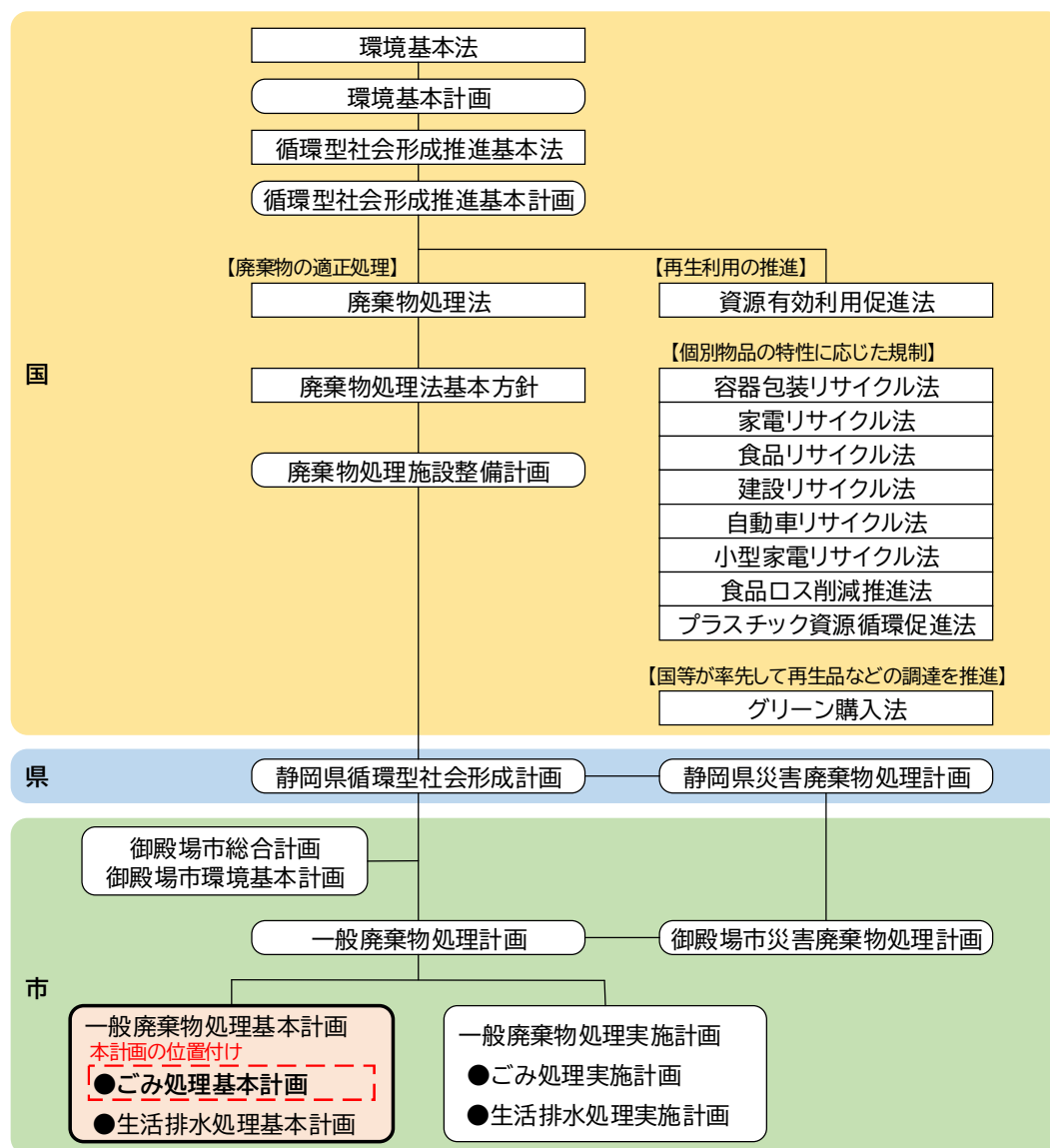


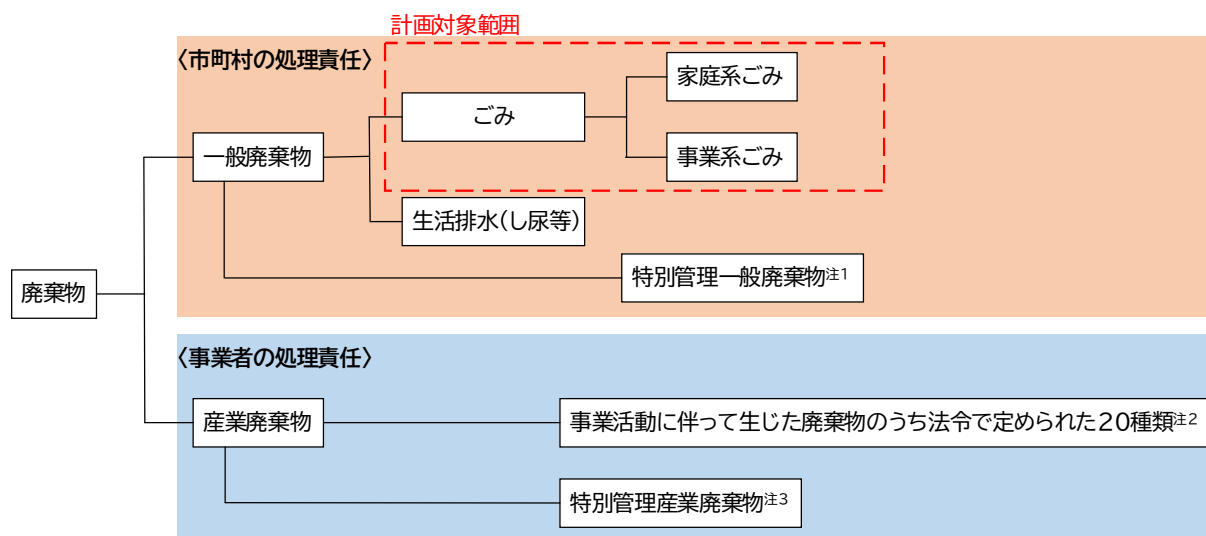
図1-1 本計画の位置づけ

第3節 計画の対象廃棄物

廃棄物は、大きくは一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。計画の対象となる廃棄物は、御殿場市内から発生する一般廃棄物のうち家庭系ごみ及び事業系ごみです。

また、市長が一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める小規模事業所等から発生する産業廃棄物、路上等の小動物の死体、在宅医療廃棄物の一部[※]も計画の対象に含まれます（図1-2参照）。

※在宅医療廃棄物の一部：廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の一般廃棄物に位置づけられるもので、チューブ等の感染性や危険性の無いものに限ります。



- 注1:特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。
- 注2:事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類。①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残渣(さ)、⑪動物系固形不要物、⑫ゴムくず、⑬金属くず、⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、⑮鋳さい、⑯がれき類、⑰動物のふん尿、⑱動物の死体、⑲ばいじん、⑳輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの。
- 注3:特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの。

資料:環境白書(環境省)

図1-2 廃棄物の区分

第4節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

本計画は、上位計画や関連計画と整合を図りながら概ね5年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、本計画で掲げた数値目標や重点施策などについての達成度や各々の取り組みの進捗状況を踏まえ、見直しを行います。

第5節 計画対象地域

計画対象地域は、須釜地区を除いた御殿場市全域とします。





須釜地区は、「御殿場市と裾野市との行政に関する事務の委託に関する規約」の中で廃棄物の処理及び清掃に関する事務を裾野市に委託しているため、本計画からは除きます。

■持続可能な開発目標(SDGs)

- ・SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成 27 年 9 月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において掲げられた令和 12 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。
- ・SDGs は 17 のゴール、169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。



その中でごみに関係性の高い目標とターゲットは、以下に示すとおりです。

目標	ターゲット	
	11.6	2030 (令和 12) 年までに、大気質、自治体などによる廃棄物管理への特別な配慮などを通じて、都市部の一人あたり環境影響を軽減する。
	12.3	2030 (令和 12) 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人あたりの食品廃棄物を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品の損失を減少させる。
	12.5	2030 (令和 12) までに、予防、削減、リサイクル、および再利用 (リユース) により廃棄物の排出量を大幅に削減する。
	13.2	気候変動への対応を、戦略、計画に入れる。
	13.3	気候変動が起きるスピードをゆるめたり、気候変動の影響に備えたり、影響を減らしたり、早くから警戒するための、教育や啓発をより良いものにし、人や組織の能力を高める。
	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

第2章 地域の概要

第1節 自然条件

第1項 位置・地形

本市は静岡県東部に位置し、富士と箱根の弓状の裾合いに形成された高原のまちです。市域は、東が箱根外輪山の頂、西は富士山頂に達し、南は裾野市、北は小山町を境としています。面積は194.9km²（東西24.0km、南北16.0km）で、集落地・山岳地・演習地がおおむね3分の1ずつとなっています。

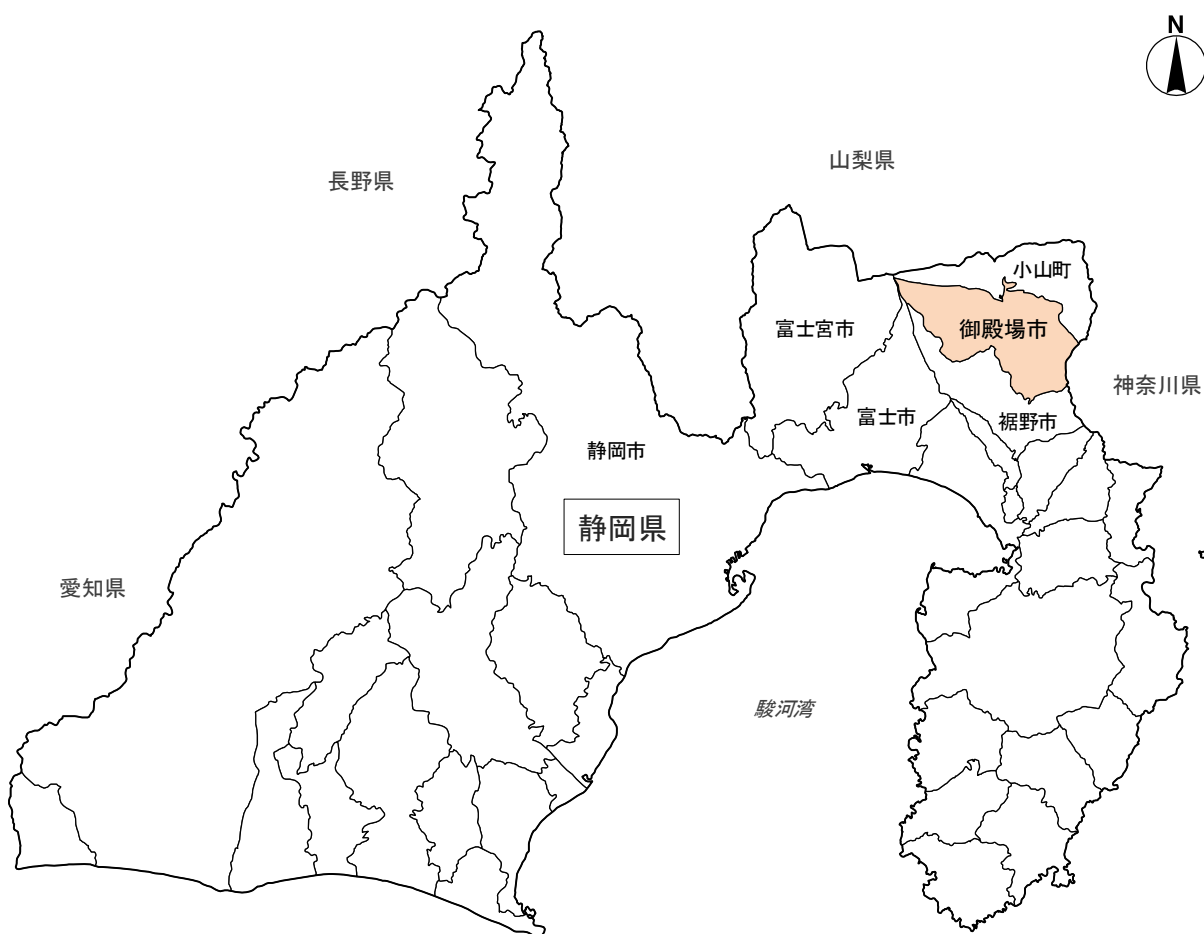


図2-1 御殿場市の位置

第2項 気象

気候は高原のため、夏は涼しく、冬は静岡県内の都市としては寒さが非常に厳しく、雪が降ることが多い地域です。また、降水量が多く、湿度が高く霧が発生することも多い地域でもあります。

第2節 社会条件

第1項 人口

人口及び世帯数は、表 2-1 に示すとおりです。人口は、減少傾向を示しています。世帯数は増加傾向を示していましたが、令和 3 年度、4 年度と減少し、その後増加傾向を示しています（図 2-2 参照）。1 世帯当たりの人員は、減少傾向を示しており、令和 6 年度に 2.20 人/世帯となっています。

表 2-1 人口及び世帯数(市全体)

		10月1日現在							
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口	人	89,119	88,857	88,268	87,853	86,876	85,642	84,371	83,561
世帯数	世帯	36,566	36,960	37,453	38,057	38,049	37,909	37,764	38,031

資料：御殿場市ホームページ「御殿場市人口・世帯数一覧表」

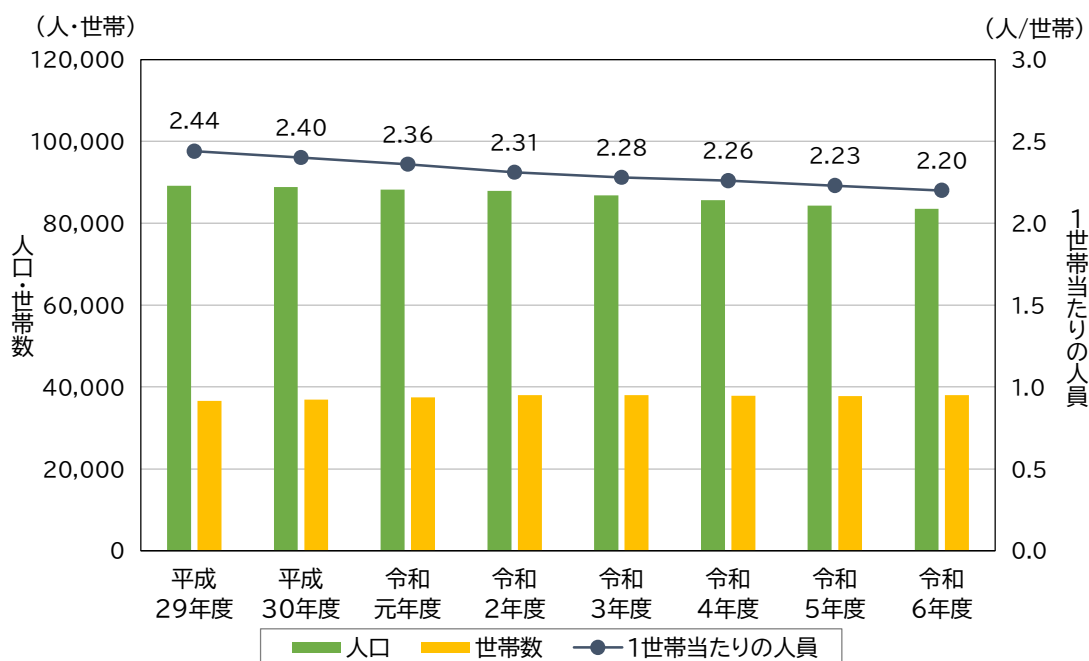
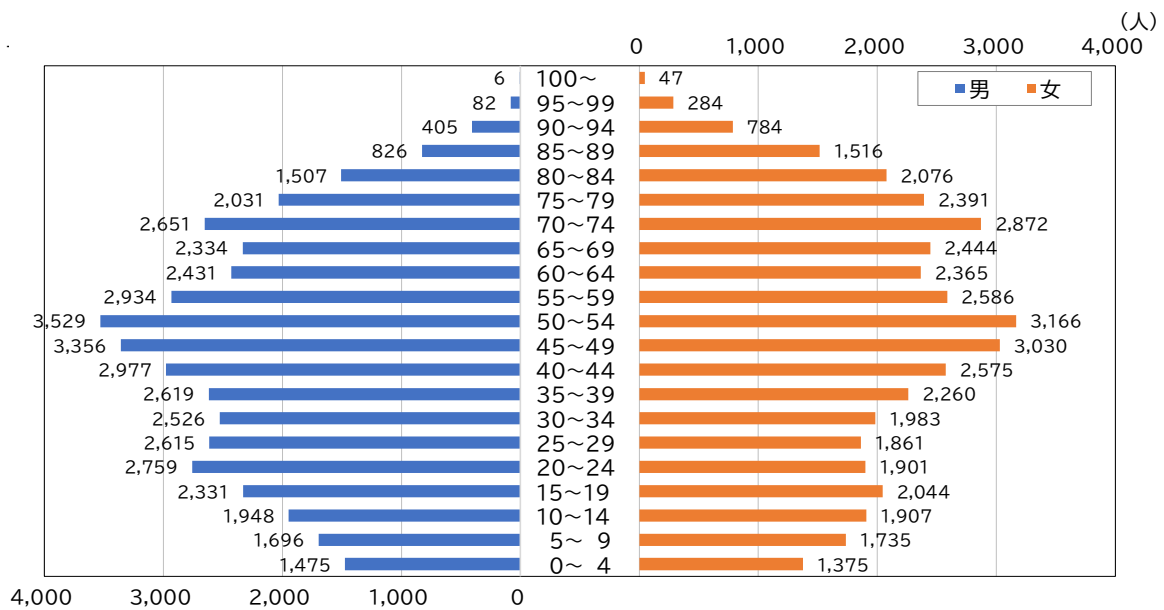


図 2-2 人口及び世帯数の推移(市全体)

令和 6 年の性別・年齢別人口は、図 2-3 に示すとおりです。男女ともに 50～54 歳が最も多く、次いで 45～49 歳が多くなっています。

また、本市の高齢化率は 26.4%※となっており、全国〔29.1%〔令和 4 年〕（総務省）〕と比較すると低い値を示しています。

※26.4% = 22,256 人（65 歳以上） / 84,240 人（総人口）



資料:住民基本台帳【総計】令和6年住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別)

図2-3 性別・年齢別人口(市全体)(令和6年)

本市は観光人口が多く、過去5年間の観光人口は表2-2に示すとおりです。令和元年12月に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年度、3年度の観光人口は減少していますが、令和4年度には感染拡大前の人数まで戻っています。

表2-2 観光人口

(単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
温泉会館	102,521	-	-	-	-	
宿泊施設	1,012,940	656,655	842,902	1,129,152	1,166,146	
富士山御殿場口	登山	12,649	-	8,732	8,998	18,355
	下山	13,113	-	7,122	10,933	20,926
乙女森林公園キャンプ場	第一キャンプ場	11,180	3,834	3,279	4,544	4,815
	第二キャンプ場	10,227	7,140	7,664	7,718	7,180
富士山交流センター	303,872	152,771	216,999	298,211	316,762	
ゴルフ場	325,488	300,572	349,998	355,027	357,470	
たくみの郷	4,431	1,685	1,920	2,037	1,721	

注)温泉会館は、令和2年4月1日より休館。

資料:「御殿場市統計書」

第2項 産業

産業別事業所数及び従業者数は、表2-3に示すとおりです。令和3年の事業所数（公務除く）は平成28年に比べ減少、従業者数（同）は増加しています。

令和3年の産業別従業者数をみると、製造業が8,409人（21.0%）と最も多く、次いで卸売業・小売業8,273人（20.7%）、医療・福祉5,242人（13.1%）となっています。

本市の製造業としては、電機機器・電子部品関係や上質な地下水を利用した酒類の製造が発展しています。

表2-3 産業別事業所数及び従業者数(市全体)

		平成28年				令和3年			
		事業所数 (事業所)	比率	従業者数 (人)	比率	事業所数 (事業所)	比率	従業者数 (人)	比率
全産業(事業内容不詳を含む)		3,747	100.0%	39,975	100.0%	3,705	100.0%	40,039	100.0%
全産業(公務除く)		3,684		39,975		3,452		40,039	
第一次 産業	農林漁業	19	0.5%	166	0.4%	26	0.7%	724	1.8%
	小計	19	0.5%	166	0.4%	26	0.7%	724	1.8%
第二次 産業	鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	332	8.9%	1,783	4.5%	312	8.4%	1,687	4.2%
	製造業	281	7.5%	8,561	21.4%	260	7.0%	8,409	21.0%
	小計	613	16.4%	10,344	25.9%	572	15.4%	10,096	25.2%
第三次 産業	電気・ガス・熱供給・水道業	6	0.2%	138	0.3%	5	0.1%	70	0.2%
	情報通信業	12	0.3%	48	0.1%	12	0.3%	34	0.1%
	運輸業・郵便業	99	2.6%	2,045	5.1%	108	2.9%	2,184	5.5%
	卸売業・小売業	960	25.6%	8,367	20.9%	932	25.2%	8,273	20.7%
	金融業・保険業	47	1.3%	534	1.3%	44	1.2%	513	1.3%
	不動産業・物品賃貸料	307	8.2%	751	1.9%	238	6.4%	747	1.9%
	学術研究・専門・技術サービス業	98	2.6%	1,410	3.5%	103	2.8%	1,247	3.1%
	宿泊業・飲食サービス業	602	16.1%	5,282	13.2%	467	12.6%	5,242	13.1%
	生活関連サービス業・娯楽業	350	9.3%	2,477	6.2%	345	9.3%	2,334	5.8%
	教育・学習支援業	115	3.1%	739	1.8%	104	2.8%	675	1.7%
	医療・福祉	226	6.0%	4,504	11.3%	237	6.4%	4,840	12.1%
	複合サービス事業	22	0.6%	450	1.1%	21	0.6%	435	1.1%
	サービス事業(他に分類されないもの)	208	5.6%	2,720	6.8%	238	6.4%	2,625	6.6%
	公務(他に分類されないものを除く)	63	1.7%	-	-	253	6.8%	-	-
小計	3,115	83.1%	29,465	73.7%	3,107	83.9%	29,219	73.0%	

注) 事業所数及び従業者数の上位3位までを で示します。

資料: 静岡県政策企画部情報統計局統計調査課

比率(%)は、端数処理の関係により、合計が一致しない場合があります。

第3節 上位・関連計画及び法令

第1項 上位・関連計画

総合計画及び環境基本計画におけるごみ関連の概要を以下に示します。

名称	第五次御殿場市総合計画【案】（令和8年3月策定）										
計画期間	令和8年度～令和17年度										
ごみ関連	<p>【政策】資源循環型社会の構築 【政策の目標】廃棄物の発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）、断る（リフューズ）、戻す（リターン）、回復させる（リカバー）の6Rの推進を図り、循環型社会を目指します。 【政策成果指標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>基準値 (R6)</th> <th>目標値 (R12)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ・資源物発生量</td> <td>25,609 t</td> <td>24,300 t</td> </tr> <tr> <td>家庭系ごみ・資源物の資源化率※</td> <td>9.67%</td> <td>10.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※家庭系資源物排出量／家庭系ごみ総量</p> <p>【施策】</p> <p>① ごみ減量と6Rの推進 ごみの6Rを推進し、市民1人1日当たりのごみの排出量を削減します。また、プラスチックごみや食品廃棄物、事業系一般廃棄物の削減を図ることで、焼却センターの延命化や温室効果ガスの削減を目指します。</p> <p>② 再使用の促進による廃棄物の減量 家電用品などの修理を推奨するとともに、日常生活で利用する様々な物についての再利用（リユース）の活用を啓発していきます。</p> <p>③ リサイクル（再生利用）の推進 日々の生活におけるリサイクル意識の向上を推進し、分別収集の徹底・拡大、再資源化の推奨、リサイクル品の使用の奨励に努めます。また、リサイクル活動を推進するため、NPO法人などのリサイクル団体の活動を支援するとともに、子供会・婦人団体などの資源回収事業を推進します。</p> <p>④ 適切な廃棄物分別・処理方式の確立 6Rに基づいた廃棄物の減量化を推進するため、効率的かつ適切な分別、処理に努めるとともに、市民、事業者、廃棄物処理業者へ分別方法の周知に努めます。また、新たな分別品目の検討も進めていきます。</p> <p>⑤ 不法投棄の防止 自然環境保全の観点から、不法投棄や有害物質を含む土砂の埋め立てなどを防止するため、市民、事業者及び関係機関と連携し、監視体制・指導の強化に努めます。</p>		指標	基準値 (R6)	目標値 (R12)	ごみ・資源物発生量	25,609 t	24,300 t	家庭系ごみ・資源物の資源化率※	9.67%	10.6%
指標	基準値 (R6)	目標値 (R12)									
ごみ・資源物発生量	25,609 t	24,300 t									
家庭系ごみ・資源物の資源化率※	9.67%	10.6%									

名称	第三次御殿場市環境基本計画【案】(令和8年3月策定)														
ごみ 関連	<p>【環境目標】 資源の循環するまちをつくる</p> <p>【個別目標】 ごみを減らそう</p> <p>【数値目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>基準年度 2024(R6)年度</th> <th>中間目標 2030(R12)年度</th> <th>最終目標 2035(R17)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ総排出量</td> <td>25,609 t/年</td> <td>24,300 t/年</td> <td>23,000 t/年</td> </tr> <tr> <td>家庭系ごみリサイクル率</td> <td>9.67%</td> <td>10.60%</td> <td>11.60%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【市の取り組み】</p> <p>1 家庭系ごみの減量・資源化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 説明会や出前講座などにより、市が推進する3Rに加えて、県が進める6RやRemake(作り替える)、Repair(修理する)といった日本の伝統である「もったいない」精神等についての理解を深め、浸透を図ります。 ◇ ごみ減量等推進員と連携し、地域での排出抑制・リサイクルの浸透を図ります。 ◇ 分別方法等わかりやすい広報に努め、ごみを出す際のルール順守の徹底を促すとともに、違反に対する効果的な警告方法を検討します。 ◇ 富士山エコパーク焼却センターの施設等の見学会などを行います。 ◇ ごみ減量月間や3R推進月間・各種イベントなどでの啓発活動を行います。 ◇ 小学生を対象としたごみ分別ゲームの実施や副読本作成への協力、資料提供を推進します。 ◇ NPO法人等との協働により、3R等の啓発活動を強化します。 ◇ 市の広報紙、パンフレット、ホームページ等、様々な媒体を活用し、ごみの減量に関する周知を図ります。 ◇ 廃棄物処理事業者と協働し、モデル地区である新橋・湯沢・萩原・森之腰(新橋・萩原は一部地域)での生ごみの回収及び堆肥化を実施するとともに、対象地区の拡大について、調査・研究します。 ◇ びん・缶・古紙・金属類を集積所で回収し、トレイ・発泡スチロールは拠点回収を行います。 ◇ ペットボトル・小型家電は集積所回収・拠点回収のどちらも行います。 ◇ 再資源化施設及びリサイクル活動の拠点施設等、循環型社会に配慮したリユース・リサイクルを推進します。 ◇ フードドライブや3010運動の推進などにより、食品ロスの削減の意識を啓発します。 <p>2 事業系ごみの減量・資源化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 事業活動に伴って発生するごみは、原則として事業者自らの責任において適正に処理することや、自ら処理することが不可能な場合は、適正な業者に委託することを指導します。 ◇ 多量にごみを排出する事業所に対し、ごみ減量化・リサイクル計画の提出を求め、ごみの発生抑制やリサイクルの状況を把握・指導します。 ◇ 小規模事業者の家庭系・事業系ごみの排出区分を明確にします。 ◇ サーキュラーエコノミーについて調査研究を進め、廃棄物の資源化を推進します。 ◇ 「食品リサイクル法」及び「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、事業者に対して食品廃棄物の排出抑制及びリサイクルの推進を指導します。 <p>3 効率的な収集運搬の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 排出されたごみを速やかに収集・運搬し、適正処理を実施することにより、生活環境の保全に努めます。 			指標	基準年度 2024(R6)年度	中間目標 2030(R12)年度	最終目標 2035(R17)年度	ごみ総排出量	25,609 t/年	24,300 t/年	23,000 t/年	家庭系ごみリサイクル率	9.67%	10.60%	11.60%
指標	基準年度 2024(R6)年度	中間目標 2030(R12)年度	最終目標 2035(R17)年度												
ごみ総排出量	25,609 t/年	24,300 t/年	23,000 t/年												
家庭系ごみリサイクル率	9.67%	10.60%	11.60%												

ごみ 関連	◇ ごみの排出に際し、定められた排出方法が守られるよう、市民への啓発を図り、効率的に分別収集を行います。			
	【個別目標】 ごみを適正に処理しよう			
	【数値目標】			
		基準年度	中間目標	最終目標
	2024(R 6)年度	2030(R 12)年度	2035(R 17)年度	
	最終処分場の埋立残容量	16,289m ³	14,500m ³	13,300m ³
	【市の取り組み】			
	1 適正な中間処理・最終処分の実施			
	◇ 適正処理困難物を明確にし、適正な処理ルート確保とその情報提供に努め、適正な処理を誘導します。			
	◇ 収集・搬入された資源物のリサイクルを促進します。			
	◇ 公害の防止や周辺の自然環境の保全、二酸化炭素排出量の削減や省エネルギー対策も推進します。			
	◇ ごみの排出抑制、リサイクルの促進により、最終処分量の減量化を図り、施設の延命化に努めます。			

第2項 関係法令

主要な関係法令の概要を以下に示します。

資源有効利用促進法

事業者によるリサイクル対策を強化するとともに、製品の省資源化、長寿命化等による廃棄物の発生抑制及び回収した製品からの部品等の再使用を推進し、資源循環型経済システムの構築を目指すことを目的として施行された法律。1991年より施行された「再生資源の利用の促進に関する法律」を改正する形で、2000年6月7日に公布（2001年4月1日施行）。

副産物の発生抑制に取り組む業種、再生資源・再生部品の利用に取り組む業種、使用済み物品の発生抑制に取り組む業種、リユース・リサイクルに配慮した設計・製造を行う業種等が定められている。

容器包装リサイクル法

容器包装廃棄物の減量、リサイクルを目的として1997年4月1日から施行。

- ①消費者は容器包装の合理的な選択により廃棄物の排出を抑制するとともに、容器包装廃棄物を分別して排出するよう努めなければならない。
 - ②対象となる容器を製造、又は利用する事業者、対象となる包装を利用する事業者は再商品化をしなければならない。
 - ③市町村は分別収集計画を定め、その区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 等を定めている。

1997年4月1日よりガラス製容器（無色、茶色、その他の色）、紙パック、ペットボトル、スチール缶及びアルミ缶の7品目を対象としていたが、2000年4月1日から対象が段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装が追加され、10品目に拡大された。

2006年6月に法改正が行われ、発生抑制のため容器包装多量利用事業者に対し、容器包装の使用量及び取り組みの実施状況に係る定期報告を義務付けることなどが盛り込まれた。

家電リサイクル法

特定家電製品（政令で指定されたエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4種類）について小売業者、製造業者等による収集、運搬及び再商品化等に関し、適正かつ円滑に実施するための措置を講じ、適正処理、資源の有効利用の確保を図ることを目的とし、2001年4月1日から完全施行された法律。

- ①製造業者等が引取りを求められた場合の引取り、再商品化義務
 - ②小売業者の特定条件下での引取義務、製造業者等への引渡義務
 - ③市町村の製造業者への引渡し
 - ④消費者の小売業者等への引渡し、再商品化等の料金支払等の協力義務
- 等を定めている。

食品リサイクル法

食品循環資源の再生利用、熱回収、食品廃棄物等の発生抑制、減量に関し、基本的な事項を定めるとともに食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用の確保及び廃棄物の排出抑制を図り、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的として2001年5月1日に施行された法律。

建設リサイクル法

資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的に 2002 年 5 月に完全施行された法律である。

本法は、特定の建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート及び木材）について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を図るものである。

自動車リサイクル法

使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、自動車メーカーを含めて自動車のリサイクルに携わる関係者の役割分担のもと、使用済自動車の積極的なリサイクル・適正処理を行う（2005 年 1 月 1 日完全施行）。

- ①自動車製造業者等は、使用済となった自動車から発生するフロン類、エアバッグ類等を引き取り、リサイクルする。
- ②引取業者は、自動車所有者から使用済自動車を引き取り、フロン類回収業者又は解体業者に引き渡す。
- ③フロン類回収業者は、フロン類を回収し、自動車製造業者等に引き渡し、使用済自動車は解体業者に引き渡す。
- ④解体業者、破砕業者は、使用済自動車のリサイクルを行い、エアバッグ類、シュレツダーダストを自動車製造業者等に引き渡す。
- ⑤自動車所有者は、使用済自動車を引取業者に引き渡し、リサイクル料金を負担する。等を定めている。

小型家電リサイクル法

使用済小型家電に利用されている有用金属等の再資源化を促進することを目的に、2013 年 4 月に施行された。携帯電話端末等を始めとした使用済小型家電 28 類型 96 品目が対象となっている。

食品ロス削減推進法

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として 2019 年 10 月 1 日施行された法律。

プラスチック資源循環促進法

国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、2021 年 6 月 4 日成立した法律。

- ①基本方針の策定
- ②製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針の策定
- ③ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準の策定
- ④市区町村の分別収集・再商品化計画
- ⑤製造・販売事業者等による自主回収
- ⑥排出事業者の排出抑制・再資源化等が規定されている。

グリーン購入法

国等や地方公共団体が再生品などの環境にやさしい物品の調達を率先的に行うとともに、こうした購入に役立つ情報の提供を推進することを目的とし、2001 年 4 月 1 日に施行。

国による調達推進のための基本方針の策定、地方公共団体の調達方針の策定及びそれに基づく調達の推進努力義務、事業者及び国民の環境物品等の選択（一般的責務）が定められている。

第3章 ごみ処理の現状

第1節 ごみ処理行政の沿革

近年 20 年間（平成 17 年度～令和 6 年度）の主なごみ処理行政は、表 3-1 に示すとおりです。近年では、発泡スチロールや使用済みインクカートリッジの回収等、ごみの減量化・資源化に取り組んでいます。

表 3-1 ごみ処理行政の沿革

年度	月	内 容
平成17	10月	10月を3R推進月間と定め、各種キャンペーン事業を実施
	3月	一般廃棄物処理基本計画(計画期間:平成17年度～令和2年度)を改定 家庭用のごみ減量ガイドブック及びごみ収集計画表を作製し全戸配布
平成18	5月	ごみ減量大作戦実行委員会にて、ごみ減量大作戦実行店・事業所認定制度が承認され実施
	8月	粗大廃棄物処理場を8月末で閉鎖、併せてリサイクルセンターでの粗大ごみ自己搬入の受付を停止
	9月	一般廃棄物最終処分場隣接地へ粗大廃棄物処理場が移転、供用開始
	1月	新大野原最終処分場に係る一般廃棄物の埋立処分終了届出書を提出
	2月	事業系ごみ減量大作戦ガイドブックを作製し事業所に配布
平成19	3月	可燃性粗大破碎ごみをサーマルリサイクル施設(御殿場市・小山町広域行政組合)に処分委託開始
	6月	神場不燃物最終処分場に係る一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書を提出、廃止確認通知書受理
平成20	4月	有機資源循環推進事業生ごみ回収を開始
	9月	レジ袋無料配布中止(有料化)を食料品大型スーパー等で開始
	10月	粗大廃棄物処理場の供用開始
平成21	4月	新ごみ処理施設懇話会を計5回開催
	9月	有機資源循環推進事業生ごみ回収地区を拡大
平成22	3月	ごみ減量等市民懇話会を計5回開催
	10月	指定ごみ袋の形状を平袋式に移行
平成23	4月	有機資源循環推進事業の民間委託を開始 生ごみ処理容器等購入事業補助金制度の一部変更
	12月	再資源化を目的とした使用済蛍光灯の拠点回収を市内12か所で開始
	4月	ごみ分別出前講座を開始
平成24	8月	使用済蛍光灯の拠点回収ボックスを4か所増設(全16か所)
	10月	使用済小型家電リサイクル事業の試行を開始
	5月	ごみ減量等市民懇話会を計6回開催
平成25	8月	発泡スチロールの拠点回収を開始 パーソナルコンピューターを小型家電回収の対象品目として追加
	11月	新ごみ焼却センターを試験稼働 家庭ごみの出し方地区説明会を開始
平成26	12月	家庭ごみの出し方個別説明会を開始 事業系ごみ減量ガイドブックの改訂版を市内の全事業所3,421か所に送付
	2月	家庭用ごみ減量ガイドブックの改訂版を全世帯に配布 廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定を市内4団体と締結
	4月	新ごみ焼却センター(御殿場市・小山町広域行政組合)運用開始に伴い、御殿場市・小山町共通の指定ごみ袋制度開始 分別区分に「危険ごみ」を増やし、6分別に変更 金属類・小型家電・スプレー缶(危険ごみ)・ペットボトルの集積所回収を開始
		小型家電の拠点回収を開始(公共施設等10か所)
平成28	3月	静岡県産業廃棄物不法投棄監視員制度が廃止 御殿場市災害廃棄物処理計画を策定
	6月	TOKYO2020「都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト」に参加(公共施設等10か所)
平成29	9月	リサイクルセンター・粗大廃棄物処理場・一般廃棄物最終処分場前処理施設の受入業務を終了
	10月	再資源化センター(御殿場市・小山町広域行政組合)運用開始
	4月	紙おむつの搬出方法を変更
令和30	3月	生ごみ処理容器等購入事業補助金交付制度の廃止
	3月	一般廃棄物処理基本計画(計画期間:令和3年度～令和7年度)を改定
令和2	4月	不燃ごみ収集(乾電池、ライターを含む)の民間委託を開始
	7月	使用済み小型充電式電池を(一社)JBRCに登録
	8月	家庭用ごみ減量ガイドブックを改訂
	10月	発泡スチロールの拠点回収を3か所増設
令和4	5月	使用済みインクカートリッジ回収を環境課にて開始(試験的)
令和5	4月	エコハウス御殿場移転(県有地から市有地へ) 家庭用ごみ減量ガイドブック簡易版を全世帯に配布
	4月	金属類・小型家電・スプレー缶(危険ごみ)収集の民間委託を開始
令和6	11月	駒門駐屯地(資源物回収を開始)
	1月	板妻駐屯地(資源物回収を開始)
	2月	滝ヶ原駐屯地(資源物回収を開始)

資料:「御殿場市の環境 令和6年度版」

第2節 ごみの分別区分及びごみの流れ

第1項 ごみの分別区分

ごみの分別区分は、表3-2に示すとおりであり、大きくは、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源物」、「有害ごみ」、「危険ごみ」及び「粗大ごみ」の6分別です。

表3-2 ごみの分別区分

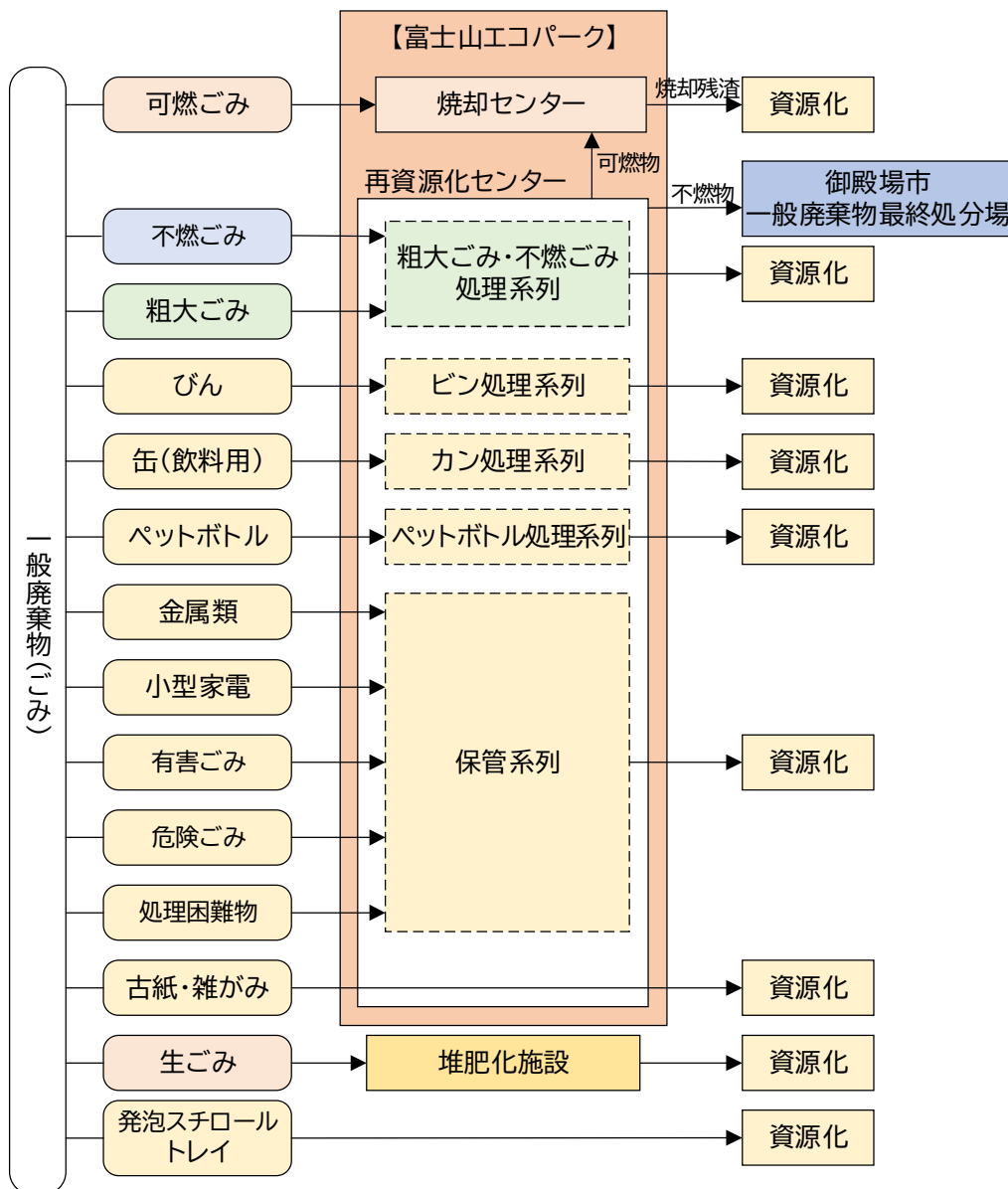
項目	内 容	
可燃ごみ	<p><u>紙くず</u>:ティッシュペーパー、感熱紙、カーボン紙など 再資源化できない紙、紙おむつ</p> <p><u>プラスチック類</u>:プラスチック製品、カップ麺の容器、ポリバケツ、ビニール袋、おもちゃ、文具、洗面具、クッション、まくら、梱包用テープ、ビデオテープ、ぬいぐるみ</p> <p><u>生ごみ</u>:野菜くず、果物くず、残飯、魚介類のくず</p> <p><u>革・ゴム</u>:ランドセル、ベルト、スリッパ、ゴム長靴、ゴム手袋、軍手 汚れたバッグ・運動靴・革手袋</p> <p><u>汚れている古着・古布類</u> 下着、古着、座布団</p> <p><u>木くず、葉・草</u></p>	
不燃ごみ	<p><u>ガラス・陶磁器・刃物・細かな金属等</u></p> <p><u>陶器・刃物類</u>:植木鉢、茶碗、湯呑み、食器、包丁、はさみ</p> <p><u>細かな金属</u>:クリップ、画鋏、釘、針、キーホルダー</p> <p><u>ガラス類</u>:かがみ、コップ、花瓶、割れた蛍光管</p> <p><u>可燃ごみとの分別が困難な混合物</u>:傘、ミニカー、使い捨てカイロ、ポット、ホチキス</p> <p><u>さびや汚れのひどい金属類</u>:魚焼き器、網</p> <p><u>さびや汚れのひどい缶、塗料や薬品等の飲料以外の缶</u>:ペンキやオイル缶等</p>	
資源物	びん	<p><u>飲み物のびん</u>:ジュース、栄養ドリンク</p> <p><u>食品・調味料のビン</u>:オリーブ油・コーヒー・しょうゆ・一升瓶・ドレッシング・薬のびん</p> <p><u>化粧品品のびん(乳白色以外のガラスびん)</u>:化粧水・乳液</p>
	缶(飲料用)	<p><u>食べ物・飲み物(飲み薬含む)</u>:ジュース、ビール、粉ミルク、お菓子の缶など</p> <p><u>食用油の缶、缶詰</u></p>
	金属類	<p><u>全部またはほとんどが金属製のもの</u>:なべ・やかん・フライパン・ボウル・針金ハンガー等</p>
	古紙・雑がみ	<p><u>新聞・広告</u>:新聞紙、折り込み広告</p> <p><u>雑誌</u>:週刊誌・カタログ等・文庫本・単行本・教科書</p> <p><u>雑がみ、ダンボール</u></p>
	小型家電	コンセントや乾電池で動く家電製品全般
	ペットボトル・トレイ	ペットボトルマークがあるもの トレイマークがあるもの
	発泡スチロール	発泡スチロール
	古着・古布	革靴、運動靴・革ぐつも可
	生ごみ(一部の地域)	調理くず、残飯など
有害ごみ	<p><u>乾電池、体温計</u>:水銀入体温計、水銀入血圧計等</p> <p><u>蛍光管</u>:蛍光管(電球型を含む)</p>	
危険ごみ	<p><u>ライター・炭酸ガスカートリッジ式ボンベ</u>:使い捨てガスライター、炭酸ガスカートリッジ式ボンベ</p> <p><u>スプレー缶</u>:スプレー缶、カセットコンロ用・キャンプ用ガスボンベ</p>	
粗大ごみ	指定ごみ袋に入らないごみ、又は長さ50cmを超えるもの	

資料:「ごみ減量ガイドブック」

第2項 処理フロー

ごみ処理フローは、図3-1に示すとおりです。ほとんどのごみは「富士山エコパーク」に搬入します。可燃ごみは「焼却センター」で焼却処理し、不燃ごみ及び粗大ごみは「再資源化センター」の「粗大ごみ・不燃ごみ処理系列」で処理し、可燃物は「焼却センター」へ、不燃物は「御殿場市一般廃棄物最終処分場」で埋立処分しています。焼却残渣は資源化を行っています。

びんは「ビン処理系列」、缶（飲料用）は「カン処理系列」、ペットボトルは「ペットボトル処理系列」で、金属類、小型家電、有害ごみ、危険ごみ及び処理困難物は「保管系列」で一時的に保管し、資源化に努めています。



注)生ごみは「生ごみ堆肥化モデル事業」として、一部の地域で実施

図3-1 ごみ処理フロー

第3節 ごみ排出量の実績及びその性状

第1項 ごみ排出量の実績

過去10年間（平成27年度～令和6年度）のごみ排出量の実績は、表3-3及び表3-4に示すとおりです。1人1日当たりごみ排出量（原単位）、ごみ総排出量ともに減少傾向を示しています（図3-2参照）。

表3-3 ごみ排出量の実績(自衛隊駐屯地除く)

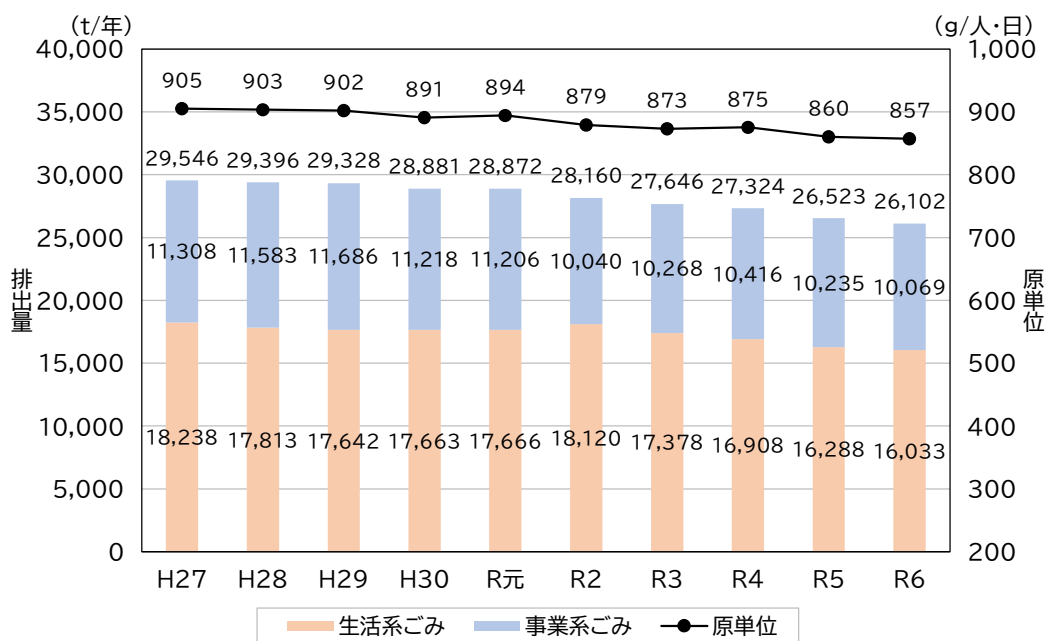
		(単位:t/年)									
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口	(人)	89,191	89,194	89,038	88,781	88,194	87,779	86,797	85,570	84,297	83,484
生活系ごみ	可燃ごみ	13,346	13,273	13,293	13,419	13,573	13,832	13,480	13,277	12,842	12,619
	不燃ごみ	411	409	386	410	391	469	426	372	358	348
	粗大ごみ	785	854	886	886	898	1,097	947	915	892	896
	資源物 (集団回収含む)	3,649	3,230	3,029	2,896	2,752	2,662	2,470	2,290	2,143	2,117
	有害ごみ	27	27	27	28	28	33	29	29	27	27
	危険ごみ	20	20	21	24	24	27	26	25	26	26
	計	18,238	17,813	17,642	17,663	17,666	18,120	17,378	16,908	16,288	16,033
事業系ごみ	可燃ごみ	10,804	11,098	11,216	10,818	10,682	9,616	9,895	10,020	9,840	9,681
	不燃ごみ	22	33	14	1	0	0	0	0	0	0
	資源物	319	281	301	250	343	245	189	230	264	265
	計	11,145	11,412	11,531	11,069	11,025	9,861	10,084	10,250	10,104	9,946
合計	29,383	29,225	29,173	28,732	28,691	27,981	27,462	27,158	26,392	25,979	
原単位	(g/人・日)	900	898	898	887	889	873	867	870	855	853

注)人口は、御殿場市の人口から須釜の人口を除いた人数(10月1日現在)

資料:「御殿場市の環境 令和6年度版」他

表3-4 ごみ排出量の実績(自衛隊駐屯地分)

		(単位:t/年)									
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
自衛隊駐屯地	可燃ごみ	144	150	138	134	166	165	168	155	119	111
	資源物	19	21	17	15	15	14	16	11	12	12
	計	163	171	155	149	181	179	184	166	131	123



注)事業系ごみ及び原単位は、自衛隊駐屯地分を含んでいます。

図3-2 ごみ排出量(自衛隊駐屯地含む)の推移

また、本市は観光地であることから、観光ごみを調査した結果、ごみ量は表3-5に示すとおりです。なお、本表は観光ごみの一部を示すものであり、観光ごみは事業系ごみの内数に含まれます。

表3-5 観光ごみ排出量の実績

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	高原リゾート醸造所		テーマパーク型 商業施設	計	高原リゾート醸造所		テーマパーク型 商業施設	計	高原リゾート醸造所		テーマパーク型 商業施設	計
	可燃物	不燃物			可燃物	不燃物			可燃物	不燃物		
ごみ	353.64	58.71	-	412.35	339.54	71.41	858.85	1,269.80	284.14	81.96	901.70	1,267.80

(単位:t/年)

第2項 ごみの性状

焼却施設のごみ組成分析で代用します。その組成分析結果(乾ベース)は、表3-6に示すとおりです。「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」が、令和5年度に一時増加しています(図3-3参照)。

表3-6 富士山エコパーク 焼却センターのごみ組成分析結果(乾ベース)

	(単位:%)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
紙・布類	45.80	44.12	41.99	31.93	44.20
ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	32.20	32.23	36.07	46.11	34.06
木、竹、わら類	9.30	9.55	9.54	9.07	8.86
ちゅう芥類	6.20	6.65	6.13	5.70	4.79
不燃物類	0.50	0.83	0.91	0.92	0.88
その他	6.00	6.62	5.36	6.27	7.21
計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

資料：一般廃棄物処理実態調査(令和6年度値は速報値)

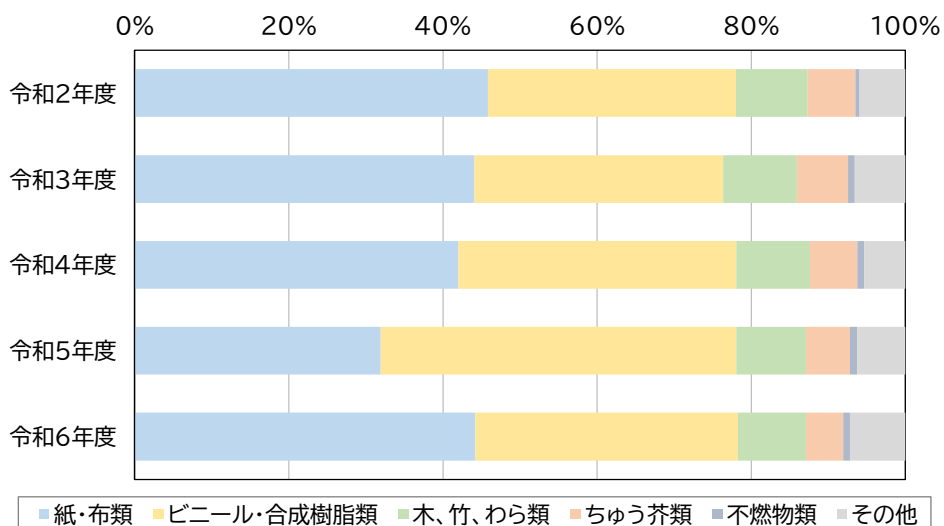



図3-3 ごみ組成分析結果(乾ベース)の推移

第4節 ごみの減量化、再生利用の実績

第1項 ごみの減量化・再生利用施策の実施状況

本市でごみの減量化・再生利用に関する代表的な施策の実施状況を以下に示します。

資源回収団体による資源物回収	ごみの再資源化、環境美化及び資源の有効利用に対する市民の意識高揚を図るため、御殿場市内の地域住民で組織する団体が実施する資源回収に対し奨励金を交付している。
ごみの分別出前講座	ごみの分別区分やごみを出す時の基本的なルール、ごみの減量方法や市のリサイクルに関する取り組みなどを、市職員が説明する。 
事業系ごみガイドブック	事業者向けに廃棄物の適正な処理についてわかりやすく解説した事業ごみガイドブックを作成し配布している。

第2項 ごみの減量化・再生利用の実績

(1) ごみ減量化の実績

① 指定ごみ袋制

本市では可燃ごみ及び不燃ごみの指定ごみ袋制を導入しており、ごみ排出抑制に取り組んでいます。

表 3-7 ごみ袋の販売価格

	20リットル	30リットル	45リットル
可燃ごみ用	130円/10枚	200円/10枚	300円/10枚
不燃ごみ用	130円/10枚	200円/10枚	300円/10枚

資料：御殿場市・小山町広域行政組合ホームページ

(2) ごみ再生利用の実績

① 資源物の再資源化

家庭系資源物及び事業系資源物の再資源化量は、表 3-8 に示すとおりです。再資源化量は減少傾向を示しています。

表 3-8 資源物の再資源化量

(単位:t/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
びん	631.7	604.2	577.0	549.0	524.4	528.6	498.1	479.3	478.5	484.4
缶	195.2	182.6	168.3	164.4	161.2	167.2	157.5	149.9	142.1	139.5
古紙	新聞	523.9	425.7	380.2	342.9	279.9	237.6	224.4	213.2	190.5
	雑誌	302.0	249.9	210.4	202.4	170.9	167.8	155.9	143.5	125.2
	段ボール	201.2	166.7	140.5	125.9	122.6	118.9	117.7	115.8	108.2
ペットボトル	203.1	179.4	195.6	207.0	210.5	216.2	223.3	224.9	221.1	223.3
トレイ	5.5	5.3	5.2	4.7	5.5	5.6	5.5	5.4	5.2	5.2
発泡スチロール	2.6	2.7	2.7	3.1	3.0	3.9	4.0	4.4	4.5	4.6
使用済小型家電	185.0	183.7	177.0	181.0	190.8	244.0	200.4	183.2	176.9	176.8
金属類	68.7	61.3	78.9	99.2	106.8	132.5	118.9	104.4	100.2	99.0
生ごみ	483.1	435.6	454.1	402.0	492.1	385.9	325.8	360.7	386.6	377.0
計	2,802.0	2,497.1	2,389.9	2,281.6	2,267.7	2,208.2	2,031.5	1,984.7	1,939.0	1,901.8

注) 集団回収は含んでいません。

資料: 「御殿場市の環境 令和6年度版」他

② 集団回収

ごみの再資源化、環境美化及び資源の有効利用に対する市民の意識高揚を図るため、御殿場市内の地域住民で組織する団体が実施する資源回収に対し奨励金を交付しています。

集団回収量は表 3-9 に示すとおりであり、資源物同様、年々減少しています。

表 3-9 集団回収量

(単位:t/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
缶	30.3	29.4	27.9	26.1	26.8	26.0	22.2	18.5	17.5	17.0
びん	0.6	0.3	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
古紙	1,127.8	973.0	910.8	838.4	798.0	678.4	608.2	514.7	444.7	448.0
古布	14.7	14.5	14.9	11.3	14.0	12.8	11.9	11.9	16.9	26.0
牛乳パック	10.9	3.1	3.6	3.7	3.5	5.2	1.6	1.1	0.7	1.0
計	1,184.3	1,020.3	957.4	879.6	842.4	722.4	643.7	546.2	479.8	493.0

注) 端数処理の関係により、計が一致しない場合があります。

資料: 「御殿場市の環境 令和6年度版」他

③ 再資源化量（＝資源物＋集団回収）

表 3-8 の「資源物の再資源化量」と表 3-9 の「集団回収量」の合計を、図 3-4 に示します。平成 27 年度に 3,986 t/年ありましたが、令和 6 年度には 2,394 t/年まで減少しています。

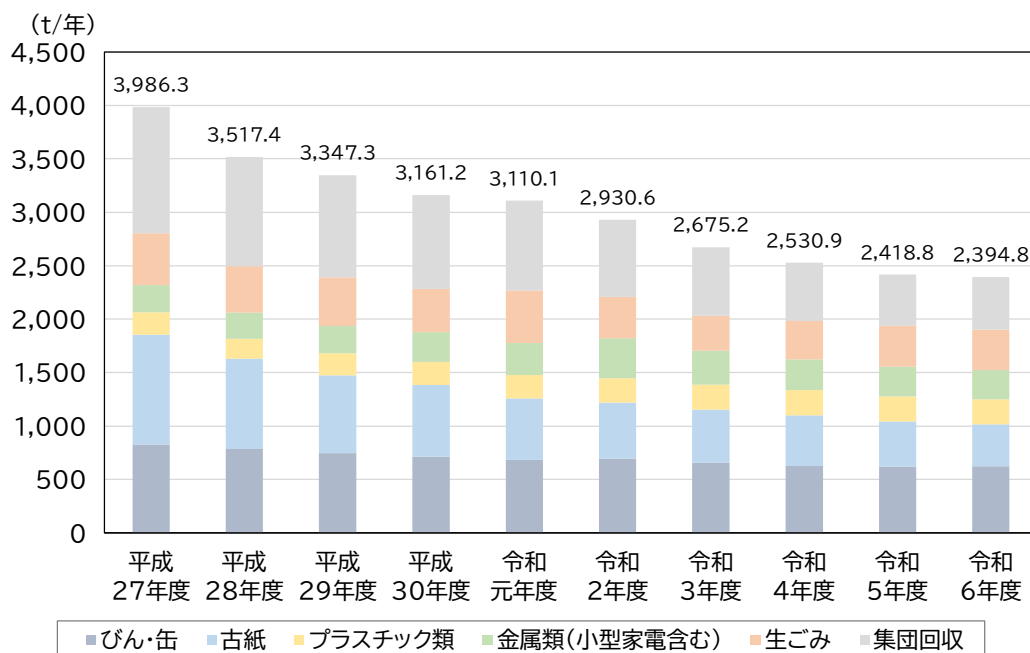


図 3-4 再資源化量(集団回収量含む)の推移

第5節 ごみ処理体制

第1項 収集・運搬

(1) 収集運搬体制

① 家庭系ごみ

本市の収集運搬体制は、表3-10に示すとおりです。なお、本市では、紙おむつを透明・半透明の袋で排出すると減免となる支援制度を行っています。また、剪定枝については、指定ごみ袋を使用せず、そのまま排出できます。

粗大ごみに関しては、再資源化センターへ自己搬入できない場合、出張収集を行っています。

表3-10 収集運搬体制

分別品目	収集頻度	排出方式	排出場所	収集体制	
可燃ごみ	週2回	可燃ごみ用指定袋	集積所	委託	
不燃ごみ	月2回	不燃ごみ用指定袋	集積所	委託	
資源物	びん	月2回	専用コンテナ(緑色)	集積所	委託
	缶	月2回	専用コンテナ(青色)	集積所	委託
	古紙	月2回	新聞・広告、雑誌、雑がみ及び段ボールの4種類に分け、紙紐で束ねる。	集積所	委託
	ペットボトル	月2回	専用ネット(青色)	集積所	直営
		随時	店舗の専用コンテナ等	拠点回収(協力店等)	委託
	トレイ	随時	店舗の専用コンテナ等	拠点回収(協力店等)	委託
	発泡スチロール	週5日	回収コンテナ	拠点回収(公共施設等)	委託
	金属類	月2回	専用コンテナ(茶色)	集積所	委託
	小型家電	月2回	専用コンテナ(オレンジ色)	集積所	委託
		随時	回収ボックス	拠点回収(公共施設等)	直営
	古着・古布	随時	回収ボックス等	拠点回収(協力店等)	—
生ごみ [※]	週2回	専用タル	集積所	委託	
有害ごみ	乾電池	月2回	透明袋	集積所	委託
	リチウムイオン電池	随時	専用ボックス等	拠点回収(公共施設等)	直営
	体温計	月2回	透明袋	集積所	委託
	蛍光管	随時	回収ボックス等	拠点回収(協力店等)	委託
危険ごみ	スプレー缶	月2回	専用コンテナ(クリーム色)	集積所	委託
	ライター	月2回	透明袋	集積所	委託
粗大ごみ	随時		軒先	直営	

注)※一部地域

資料:「御殿場市の環境 令和6年度版」他

② 事業系ごみ

事業活動により生じた一般廃棄物(事業系一般廃棄物)は、事業者自らが一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている業者に委託する、または富士山エコパーク(御殿場市・小山町広域行政組合)等へ自己搬入(処理手数料:10kg当たり80円)するとなっています。ただし、本市では暫定的な措置として、収集日1回につき45ℓの指定袋1袋を超えない事業者に限り、分別方法等を厳守して家庭系ごみの集積所に出すことができます。なお、利用する集積所を管理する自治会の承諾が必要となっています。

(2) 収集運搬量

収集運搬量は、表 3-11 に示すとおりです。ごみ排出量が減少しており、収集運搬量もほとんどのごみにおいて減少しています。

表 3-11 収集運搬量

		(単位:t/年)										
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
可燃ごみ		13,159	13,095	13,098	13,203	13,327	13,528	13,196	12,978	12,514	12,253	委託
不燃ごみ		350	326	321	347	333	382	343	298	279	268	委託
粗大ごみ		40	44	50	58	54	60	42	43	42	45	直営
資源物	缶、びん、古紙等	207	195	198	214	222	268	240	219	213	61	直営
	生ごみ	1,807	1,583	1,435	1,314	1,189	1,151	1,089	1,036	978	1,108	委託
有害ごみ		178	167	165	162	158	146	143	137	131	120	委託
危険ごみ		21	22	21	23	22	26	23	24	22	20	委託
		20	20	21	24	24	27	26	25	26	21	委託

資料:「御殿場市の環境 令和6年度版」他

(3) その他

在宅の高齢者等及び障害者等の日常生活の負担を軽減し、在宅生活を支援するため、ごみ集積所にごみを排出することが困難な世帯に対し、ごみを戸別に訪問して収集し、かつ、他の方法により安否の確認をすることが困難な世帯に対しては、併せて声かけによる安否確認を行う「御殿場市在宅の高齢者等及び障害者等声かけごみ収集等支援事業」をしています。

第2項 中間処理

(1) 施設概要

中間処理施設の概要は、表 3-12 に示すとおりです。富士山エコパークは御殿場市・小山町広域行政組合の施設で、焼却センターは稼働後 11 年、再資源化センターは 8 年が経過しています。

表 3-12 中間処理施設の概要

施設名称	富士山エコパーク 焼却センター	富士山エコパーク 再資源化センター
所在地	御殿場市板妻862-15	御殿場市神場2536-23
敷地面積	55,767m ²	36,007m ²
処理能力	143t/日(71.5t/24h×2炉)	粗大ごみ・不燃ごみ処理系列 13.8t/日 ビン処理系列 3.8t/日 カン処理系列 1.7t/日 ペットボトル処理系列 1.3t/日 保管系列(金属、小型家電類、有害ごみ 危険ごみ、処理困難物等)
炉形式	全連続式ストーカ炉	選別、圧縮・梱包
竣工	平成 27 年3月	平成 29 年9月

資料:富士山エコパークのホームページ



写真:富士山エコパーク(焼却センター・再資源化センター)

(2) 中間処理量

過去5年間（令和2年度～令和6年度）の中間処理量は、表3-13～表3-16に示すとおりです。ごみ排出量が減少しており（p.17, 図3-2参照）、中間処理量においても減少傾向を示しています。

表3-13 焼却施設の処理量

(単位:t/年)

				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
搬入量	直接焼却	収集	可燃ごみ	22,471	22,490	22,350	21,737	20,978
		直接搬入	可燃ごみ	1,142	1,053	1,102	1,064	1,433
	計			23,613	23,543	23,452	22,801	22,411
処理量				23,613	23,543	23,452	22,801	22,411
処理後	資源化量		その他	2,494	2,421	2,372	2,305	2,305
	焼却残渣量			0	0	0	0	0

資料：一般廃棄物処理実態調査（令和6年度は速報値）

表3-14 粗大ごみ処理施設の処理量

(単位:t/年)

				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
搬入量	収集	粗大ごみ		60	42	52	42	45
		直接搬入	粗大ごみ	1,037	905	872	849	851
	計			1,097	947	924	891	896
処理量				1,097	947	924	891	896
処理後	資源化量		金属類	121	102	88	87	87
	処理残渣量			0	0	0	0	0

資料：一般廃棄物処理実態調査（令和6年度は速報値）

表3-15 資源化施設の処理量

(単位:t/年)

				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
搬入量	収集	不燃ごみ		382	343	298	279	268
		資源ごみ		869	834	811	795	798
		その他		24	23	22	23	23
	直接搬入	不燃ごみ		87	83	74	79	80
		資源ごみ		43	45	43	47	49
		その他		0	3	4	3	3
	計			1,405	1,331	1,252	1,226	1,221
処理量				1,405	1,331	1,252	1,226	1,221
処理後	資源化量		金属類	157	155	150	142	139
			ガラス類	514	485	479	456	462
			ペットボトル	211	218	225	221	223
			計	882	858	854	819	824
	焼却処理量			0	0	0	0	0
処理残渣量			310	271	242	243	239	

資料：一般廃棄物処理実態調査（令和6年度は速報値）

表 3-16 堆肥化施設の処理量

(単位:t/年)

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
搬入量	収集	資源ごみ	386	326	361	387	377
	計		386	326	361	387	377
処理量			386	326	361	387	377
処理後	資源化量	堆肥	386	326	361	387	377
	処理残渣量		0	0	0	0	0

資料：一般廃棄物処理実態調査（令和6年度は速報値）

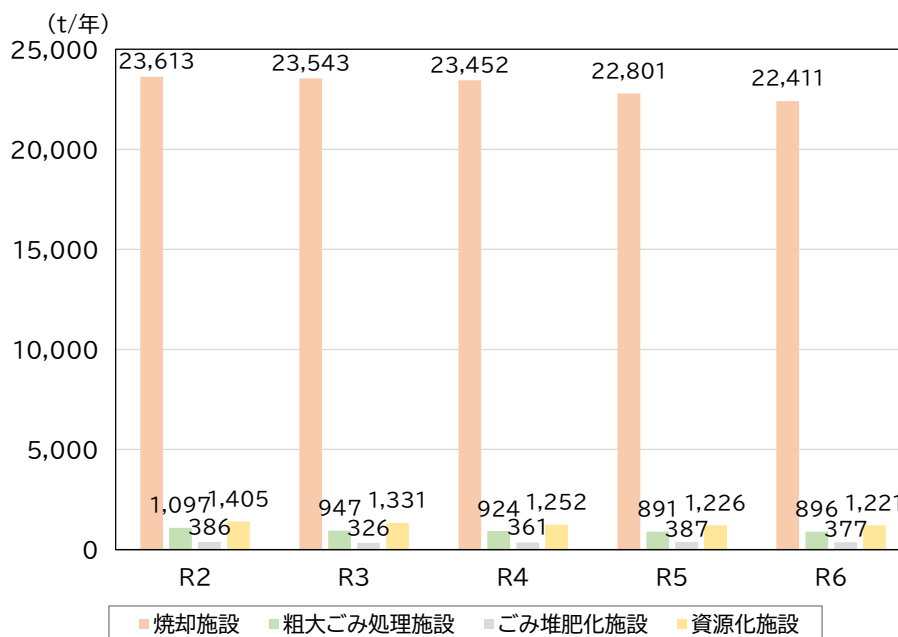


図 3-5 中間処理量の推移

第3項 最終処分

(1) 施設概要

最終処分場の概要は、表 3-17 に示すとおりです。残余容量は令和 6 年度末時点 16,289m³（令和 6 年度の埋立量 331m³：覆土量含む）となっています。

表 3-17 最終処分場の概要

施設名称	御殿場市一般廃棄物最終処分場
所在地	御殿場市板妻 834-16
敷地面積	34,880m ²
埋立面積	8,400m ²
埋立容量	32,471m ³
使用開始	平成 12 年 4 月
処分期間	約 27 年間(令和 8 年度まで延長)
残余容量	16,289m ³ (令和 6 年度末)

資料：「御殿場市の環境 令和 6 年度版」他

(2) 最終処分量

最終処分量は、表 3-18 に示すとおりです。

表 3-18 最終処分場の処分量

			(単位:t/年)				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
直接最終処分	直接搬入	不燃ごみ	0	0	0	0	0
	焼却残渣量		0	0	0	0	0
処理残渣量			310	271	242	243	239
計			310	271	242	243	239

資料：一般廃棄物処理実態調査（令和6年度は速報値）

第6節 資源化量

施設以外の直接資源化量は、表 3-19 に示すとおりです。

表 3-19 直接資源化量

			(単位:t/年)				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収集	資源ごみ		719	668	620	565	532
	その他		30	26	25	24	24
直接搬入	資源ごみ		182	158	150	145	145
	その他		6	3	3	3	3
計			937	855	798	737	704
資源化量	紙類		485	498	472	424	392
	金属類		406	319	289	277	275
	白色トレイ		6	6	5	5	5
	容器包装プラスチック		4	4	4	4	5
	その他		36	29	28	27	27
計			937	856	798	737	704

資料：一般廃棄物処理実態調査（令和6年度は速報値）

資源化量及びリサイクル率は、表 3-20 に示すとおりです。総資源化量及びリサイクル率、ともに減少傾向を示しており、令和6年度に 4,790 t/年、18.4%となっています。

表 3-20 資源化量及びリサイクル率

		(単位:t/年)				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
焼却施設		2,494	2,421	2,372	2,305	2,305
粗大ごみ処理施設		121	102	88	87	87
堆肥化施設		386	326	361	387	377
資源化施設		882	858	854	819	824
直接資源化量		937	856	798	737	704
集団回収		722	644	546	480	493
計		5,542	5,207	5,019	4,815	4,790
リサイクル率		19.8%	19.0%	18.5%	18.2%	18.4%

第7節 ごみ処理経費

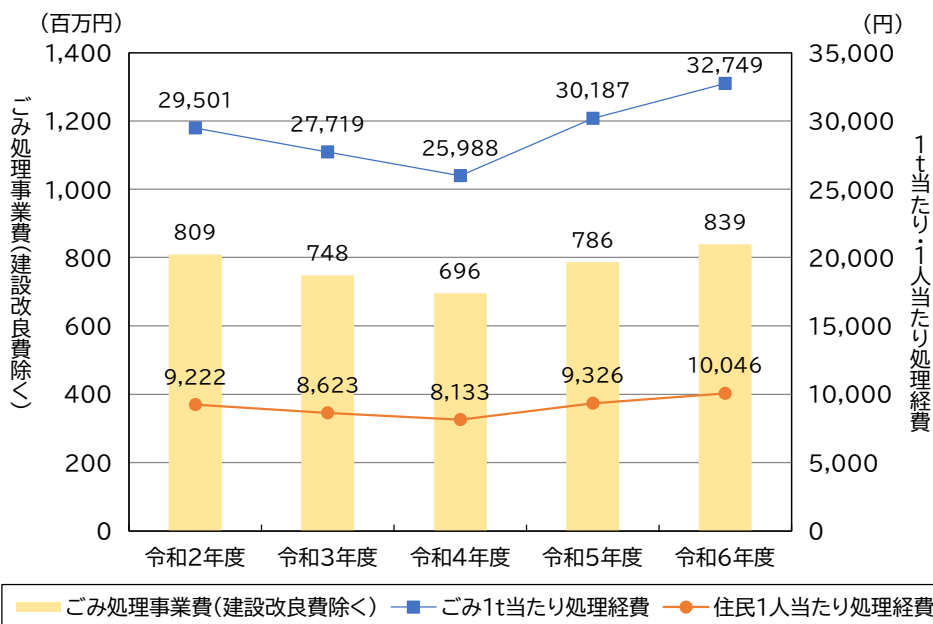
ごみ処理経費は、表3-21に示すとおりです。ごみ処理経費（建設改良費除く）は図3-6に示すとおりです。ごみ排出量が減少しているのに、近年、経費が増額しているのは、設備の修繕や燃料の高騰などが考えられます。

ごみ1t当たり・住民1人当たりのごみ処理経費も増加傾向を示し、令和6年度にごみ1t当たり約32,700円、住民1人当たり約10,000円となっています。

表3-21 ごみ処理経費(処理対象地域)

(単位:千円)					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
建設改良費	0	0	0	0	0
工事費	0	0	0	0	0
中間処理施設	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	809,455	748,471	695,903	786,152	838,675
人件費	136,070	74,479	76,071	79,678	75,251
一般職	31,401	2,729	19,317	19,891	19,355
収集運搬	94,202	61,500	45,802	48,412	44,521
中間処理	0	0	0	0	0
最終処分	10,467	10,250	10,952	11,375	11,375
処理費	52,896	46,810	45,857	52,424	52,570
収集運搬費	6,849	5,647	7,413	8,437	6,991
中間処理費	7,557	6,076	4,864	5,069	6,070
最終処分費	38,490	35,087	33,580	38,918	39,509
車両等購入費	0	0	0	0	7,260
委託費	183,080	200,938	207,947	221,320	253,241
収集運搬費	160,527	176,470	182,236	192,872	227,822
中間処理費	22,091	23,993	25,156	27,861	24,812
最終処分費	462	475	555	587	607
その他	0	0	0	0	0
組合分担金	437,409	426,244	366,028	432,730	450,353
調査研究費	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
総計	809,455	748,471	695,903	786,152	838,675
総計(建設改良費除く)	809,455	748,471	695,903	786,152	838,675

資料：一般廃棄物処理実態調査(令和6年度は速報値)



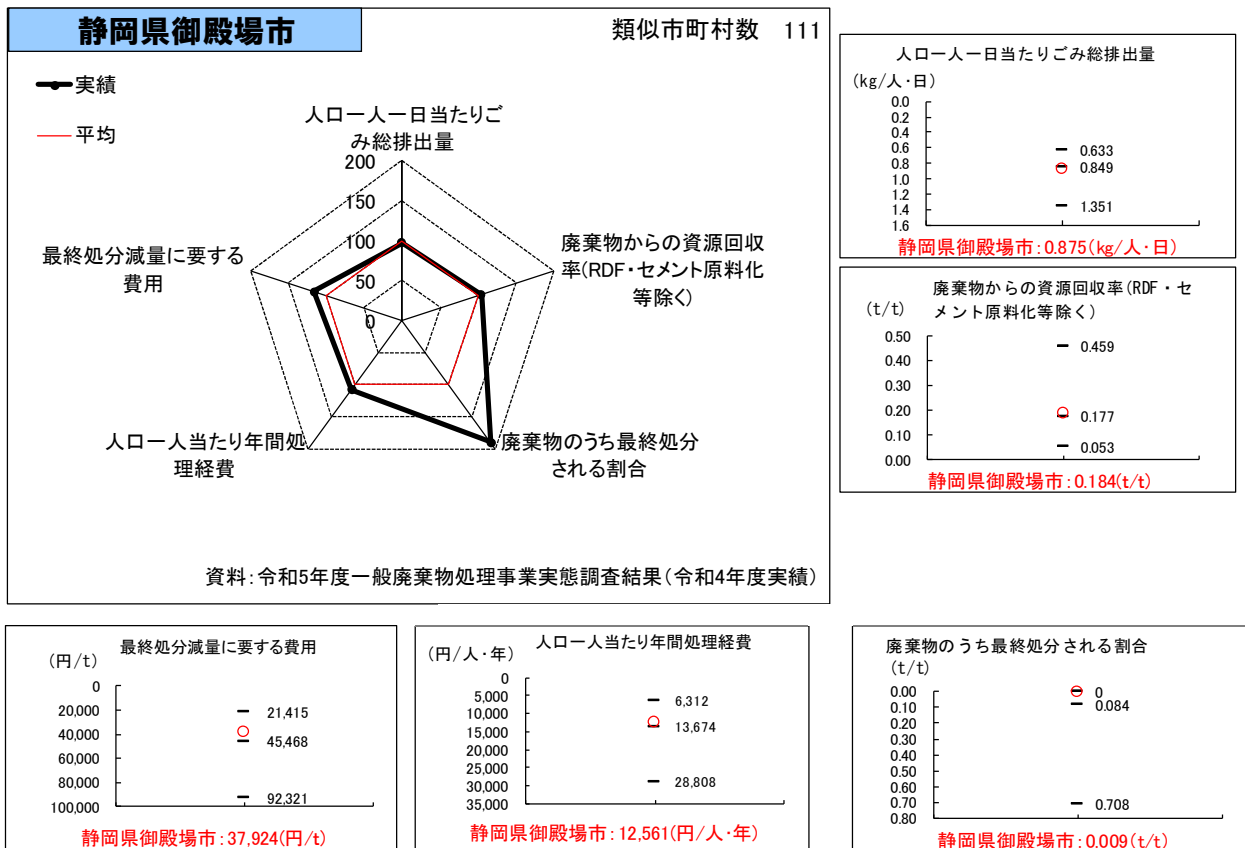
注) 住民1人当たりの処理経費の人口は、82,905人(令和6年度)で算出しています。

図3-6 ごみ処理経費の推移(処理対象地域)

第8節 ごみ処理の評価

廃棄物処理の状況の評価するために、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成19年6月〔平成25年4月改訂〕環境省）の考え方にに基づき、本市のごみ処理状況について全国の類似団体※との比較を行います。

※全国の類似団体：客観的な評価の方法における、都市形態、人口規模、産業構造が類似している市町村で区別されるもので、総務省で公表されている「類似団体別市町村財政指数表」に示される類型によるものです。



注) 図は「システム評価支援ツール」（環境省）を用いて作成しています。なお、人口は、一般廃棄物処理事業実態調査結果（84,297人）を用いています。

図3-7 全国類似団体との比較(令和5年度実績)

[検証結果]

「人口一人一日当たりごみ総排出量」及び「廃棄物からの資源回収率」は、全国類似団体平均とほぼ同等で、「人口一人当たり年間処理経費」及び「最終処分減量に要する費用※」は優れています。特に「廃棄物のうち最終処分される割合」が0.009 t/tであり、トップに近い値を示しています。

※最終処分減量に要する費用：最終処分までに処分量を減量するための処理に要した費用（収集運搬、中間処理に要した費用）を意味します。

《図の見方》

赤線の五角形（平均）より外側に位置するほど優れた状態にあるといえます。

また、ここで前計画予測値の達成状況を検証すると、表3-22に示すとおりです。ごみ、資源物ともに実績値が予測値よりも下回っており、ごみは予測値を達成していますが、資源物は達成できていない状況となっています。要因のひとつに人口が予測値よりも実績値のほうが約6,900人少なくなっていることも挙げられます。

表3-22 前計画予測値の達成状況

		予 測		備 考	実績	達成 状況
		令和6年度	令和7年度		令和6年度	
目標人口	人	90,391	91,000		83,484	
家庭系ごみ	t	16,806	16,806	家庭系資源物含む、資源物 団体回収量除く	15,540	○
事業系ごみ	t	11,194	11,194		10,069	○
ごみ総量 (家庭系資源物含む)	t	28,000	28,000	家庭系ごみ+事業系ごみ	25,609	○
家庭系資源物	t	2,168	2,252		1,624	×
資源物団体回収量	t	975	971		493	×
1人1日当たり	g	878	872	(ごみ総量+資源物団体回 収量)÷目標人口÷365	857	○
資源化率	%	12.9	13.4	家庭系資源物÷家庭系ごみ	10.5	×

注 達成状況において、達成している場合は「○」、達成していない場合は「×」とします。

資料:「御殿場市一般廃棄物処理基本計画 令和3年度～令和7年度」(令和3年3月)

【参考】国及び県の目標値は、表3-23に示すとおりです。1人1日当たり家庭系ごみ排出量と1人1日当たり最終処分量は、現時点(令和6年度)において目標達成しています。

表3-23 国及び県の目標値

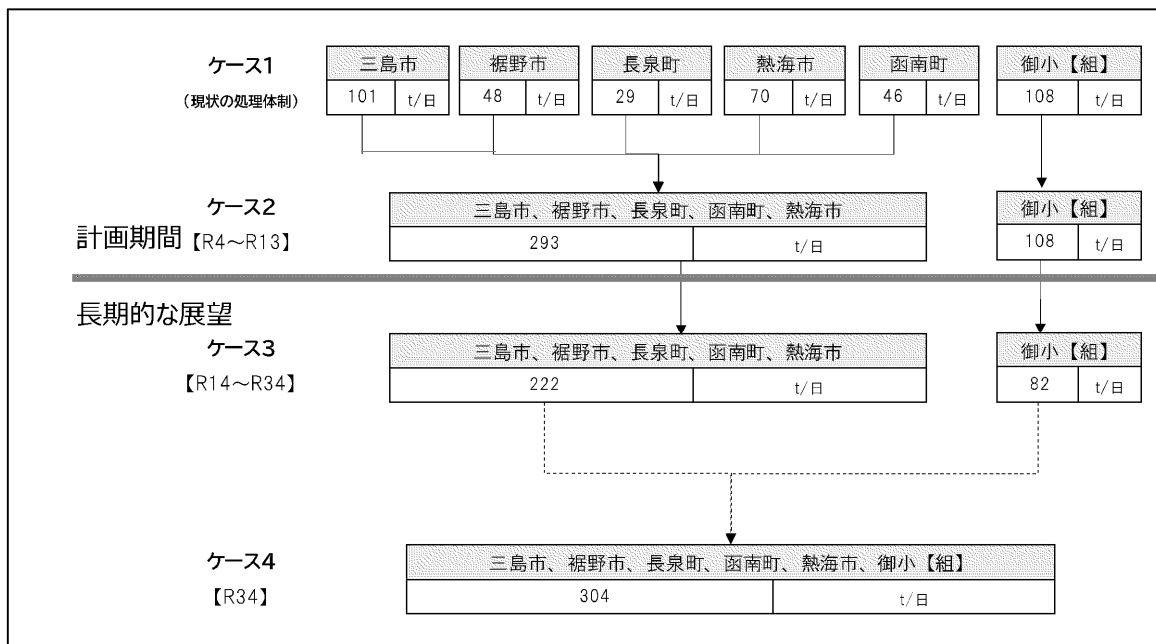
		循環型社会形成 推進基本計画	廃棄物処理法に 基づく基本方針	循環型社会形成 推進基本計画	実績値	評 価	
		(国の目標①)	(国の目標②)	(県の目標)		国の目標	県の目標
目標年度		令和12年度	令和12年度	令和8年度	令和6年度	令和12年度	令和8年度
ごみ排出量	t/年		24,865 (令和4年度に対し 約9%削減)		26,102	×	
1人1日当たりの ごみ排出量	g/人・日			848	857		×
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (資源等除く)	g/人・日		478		457	○	
出口側の循環利用率	%		約26		-	-	
1人1日当たりの ごみ焼却量	g/人・日	約580	約580		735	×	
最終処分量	t/年		230 (令和4年度に対し 約5%削減)		239	×	
1人1日当たりの 最終処分量	g/人・日			39	8		○

注)「出口側の循環利用率」とは、廃棄物等の発生量のうち、再利用・再生利用量が占める割合

- ・「第五次循環型社会形成推進基本計画」(令和6年8月策定)
- ・廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(令和7年2月18日告示)
- ・「第4次静岡県循環型社会形成計画」(令和4年3月策定)

第9節 広域化の動向

「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」(令和4年3月)の中で、本市は「東部地域①」に該当し、長期的な展望(R34～)で、本市が所属する御殿場市・小山町広域行政組合は、三島市、裾野市、長泉町、函南町及び熱海市との広域化を想定しています。



注) 御小【組】: 御殿場市・小山町広域行政組合 (構成市町: 御殿場市、小山町)

出典:「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」(令和4年3月)

図 3-8 広域化等の推進の流れ(東部地域①)

第4章 ごみ処理の課題の抽出・整理

① ごみの排出抑制・資源化における課題

現状及び課題

- ① 1人1日当たりの排出量は近年減少傾向を示していますが（p. 17, 図 3-2 参照）、全国平均（851 g/人・日[令和5年度]）と比べると、高い値を示しています。引き続き、ごみ排出量の削減に努めていく必要があります。
- ② 事業系ごみは増減を繰り返しながらも、減少傾向を示していますが、生活系ごみほどの減少は見られません（p. 17, 図 3-2 参照）。事業系ごみの削減に努める必要があります。
- ③ 本市の令和6年度のリサイクル率は18.4%となっています（p. 27, 表 3-20 参照）。全国平均19.5%[令和5年度]と比較すると、低い値を示しており、リサイクル率の向上を目指し、排出抑制・資源回収拡大に努める必要があります。
- ④ 「可燃ごみ」の組成調査で、紙・布類が令和5年度に減少したものの、令和6年度に増加しています（p. 18, 図 3-3 参照）。その中には分別すれば資源として再資源化できる「紙類」等の資源物が含まれていると見込まれます。分別徹底のため、再資源化に対する理解の醸成に努める必要があります。
- ⑤ 古紙類の資源化については、分別収集及び集団回収とは別にホームセンター等に設置された古紙回収ステーションや空き地での民間古紙リサイクルステーションが市内に何か所かあり、民間活力が活発化しています。これらの量を把握できておらず、市の資源化量等に計上していない状況となっています。
- ⑥ 令和4年4月にプラスチック資源循環促進法が施行され、プラスチック製品（プラスチック製容器包装含む）の分別収集、再商品化に取り組む必要があります。

課題に対する方向性

- ・更なるごみの排出抑制や資源化のためには、排出者である市民や事業者の協力が必要不可欠であり、排出されるごみの中には、分別すれば再資源化できるものが含まれていることから、ごみの排出抑制・資源化の必要性を十分に理解いただけるよう普及・啓発に努めていきます。 ⇒①②③④⑤に対する方向性
- ・資源物回収量の増大のため、収集頻度や常設の回収拠点の設置（増設）等により排出機会を増やす取り組みについても検討を行っていきます。 ⇒③④⑤⑥に対する方向性
- ・プラスチック資源循環促進法に則った分別や収集運搬、資源化方法等を検討していきます。 ⇒⑥に対する方向性

・事業者に対して適正な分別や減量化・再資源化に関する情報の提供を行っていきます。

⇒①②に対する方向性

② 収集運搬における課題

現状及び課題

⑦今後、さらなる高齢化が見込まれることから、ごみ排出困難者の情報収集に努める必要があります。

⑧ごみ収集受託業者の高齢化等を含め人手不足が深刻化しており、安定的な収集体制の維持が困難になりつつあります。

課題に対する方向性

・収集サービスの低下が生じないよう、資源物を含め適宜収集運搬体制の見直しを検討していきます。 ⇒⑦に対する方向性

・収集業務の効率化等、収集運搬体制の見直しが必要であり、デジタル活用による収集運搬の見える化や、収集業務の最適化を検討していきます。 ⇒⑧に対する方向性

③ 中間処理における課題

現状及び課題

⑨富士山エコパークの施設は組合施設であり、焼却センター及び再資源化センターの運営は令和16年度末まではPFI方式により運営します。その後の運営等に関して検討する必要があります。

課題に対する方向性

・その後の運営や整備等については、御殿場市、小山町及び組合の三者が協議し、合意形成を図っていきます。

⇒⑨に対する方向性

④ 最終処分における課題

現状及び課題

⑩「御殿場市一般廃棄物最終処分場」の埋立残容量は約50%を残していますが、静岡県への届出の処分期間が令和8年度までとなっています。

課題に対する方向性

・最終処分場の使用期間の延長等について検討するとともに、ごみの排出抑制・資源化に努めていきます。 ⇒⑩に対する方向性

⑤ その他の課題

現状及び課題

- ① ①ごみ処理経費（建設改良費除く）の推移をみると、令和5年度に大きく増加しており（p. 28, 図3-6参照）、経費削減に努める必要があります。
- ② ②本市は富士登山口がある等、宿泊施設も充実しており、観光ごみが多い地域となっています。また、東富士演習場をはじめとする自衛隊関連施設が多く存在しており、特殊な地域でもあります。こうした地域特性を踏まえ、ごみの排出状況等を調査・分析する必要があります。

課題に対する方向性

- ・ ①ごみ処理経費を削減に向けて、ごみ排出量の削減に重点を置き、排出抑制に積極的に取り組んでいきます。 ⇒①に対する方向性
- ・ ②観光ごみの排出状況（量・質など）を確認し、それに対する減量化・資源化、適正処理に努めていきます。 ⇒②に対する方向性

第5章 ごみ処理基本計画の基本方針

第1節 基本理念

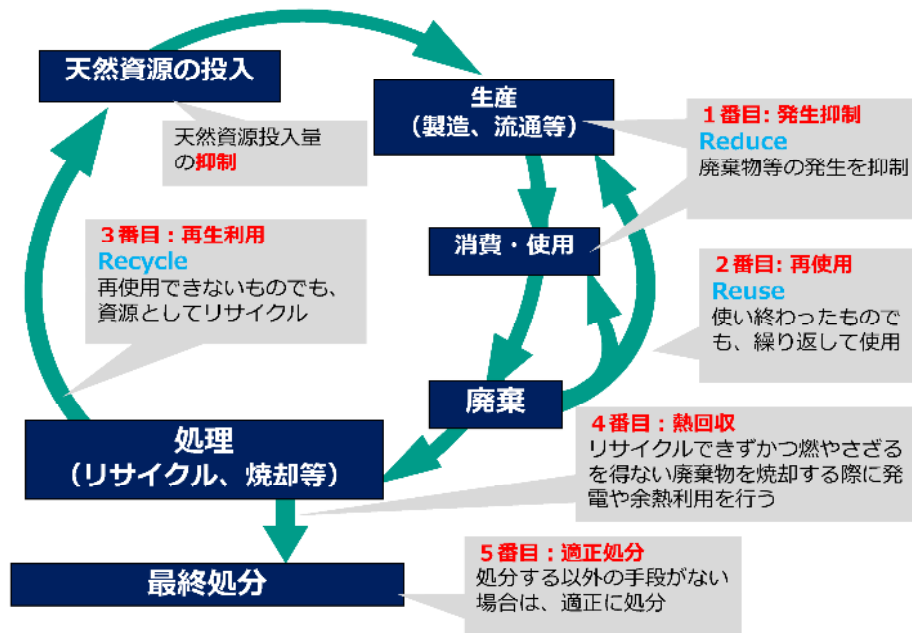
大量生産・大量消費の社会経済活動は、人々に豊かさや利便性をもたらしましたが、その一方で環境汚染、地球温暖化、資源の枯渇などの環境問題を引き起こしています。また、近年は環境だけでなく、地域経済の疲弊、技術革新への対応などの経済の課題、少子高齢化・人口減少、大規模災害への対応などの社会の課題が相互に関連・複雑化しており、環境面・経済面・社会面を統合的に向上させていくことが求められています。

国際的な潮流としては、平成 27 年に行われた国連総会で「SDGs」が採択されました。国も、持続可能な社会づくりの総合的な取り組みを設定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」*の策定をはじめ、ワンウェイプラスチック排出量の削減などを旨とする「プラスチック資源循環戦略」の策定、国民運動として食品ロスの削減を推進することを明記した「食品ロス削減推進法」の施行など、循環型社会形成へ向けた動きが進んでいます。

本市では、令和 5 年 1 月には「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を策定するなど、環境の保全と創造のための取り組みを推進しています。

こうした情勢を踏まえ、さらなるごみ減量・資源化に努め、市民・事業者・行政が一体となり、「3R運動」を協働し、『持続可能な循環型社会の実現』を目指して取り組んでいきます。
※令和 6 年 8 月には、第五次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されています。

持続可能な循環型社会の実現



出典:「令和5年版 循環型社会白書の概要について」(環境省 環境再生・資源循環局)
図 5-1 循環型社会

第2節 基本方針

本市のみならず、ごみ問題は、市民・事業者一人ひとりがごみに対する意識を向上し、日々、ごみに関する取り組みを実践していくことが必要です。また、市民・事業者は、市の施策に協力しなければなりません。市民・事業者・行政の三者が一体となり、ごみの排出抑制に努め、出てきたものを減量化し、最終的に残ったごみを適正に処理することを目指し、次の3つの基本方針を掲げます。

基本方針1：6Rのさらなる推進

環境負荷の少ない循環型社会の実現に向けて、従来の3R【ごみを減らす（Reduce：リデュース）、繰り返し使う（Reuse：リユース）、資源として再生利用する（Recycle：リサイクル）】に加え、プラスチックごみの発生抑制や海洋流出防止を目的とした新たな3R【不要なものを断る（Refuse：リフューズ）、回収に出す（Return：リターン）、回収してエネルギー利用する（Recover：リカバー）】を推進し、さらなるごみの排出抑制・資源化を進めていきます。

基本方針2：資源循環の推進

可燃ごみ及び不燃ごみに混入している資源化可能なものの分別徹底を図り、さらなる資源化拡大に向けて、資源循環を推進していきます。

近年の「食品ロス削減推進法」や「プラスチック資源循環促進法」の施行など、食品ロスとプラスチックごみの削減が持続可能な社会づくりを進めるうえでの課題であるとの認識のもと、これらの対応に重点を置きごみ減量・リサイクルを推進していきます。

基本方針3：適正排出・効率的な収集体制の推進

ごみの処理は組合が主体となっており、適正な処理・処分に向けて、ごみそのものの適正排出、かつ、環境に配慮した収集運搬に努めるとともに、適切で効率的な収集運搬体制の構築を図っていきます。

第6章 ごみ発生量の見込み

第1節 将来人口

本計画の将来人口は「御殿場市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」（令和8年3月改定版）の予測値（表6-1参照）を踏襲するものとします。なお、数値は市全体の数値であり、本計画処理対象人口に換算します。その結果は表6-2に示すとおりです。

表6-1 将来人口(市全体)

(単位:人)

	実績	将来		
	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年
総人口	86,614	83,142	82,564	81,929

資料:「御殿場市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」(令和8年3月改定版)

表6-2 将来人口(計画対象地域)

(単位:人)

	実績	見通し				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
人口	83,484	82,793	82,677	82,563	82,447	82,333
	見通し					
	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
人口	82,217	82,091	81,964	81,838	81,711	81,585

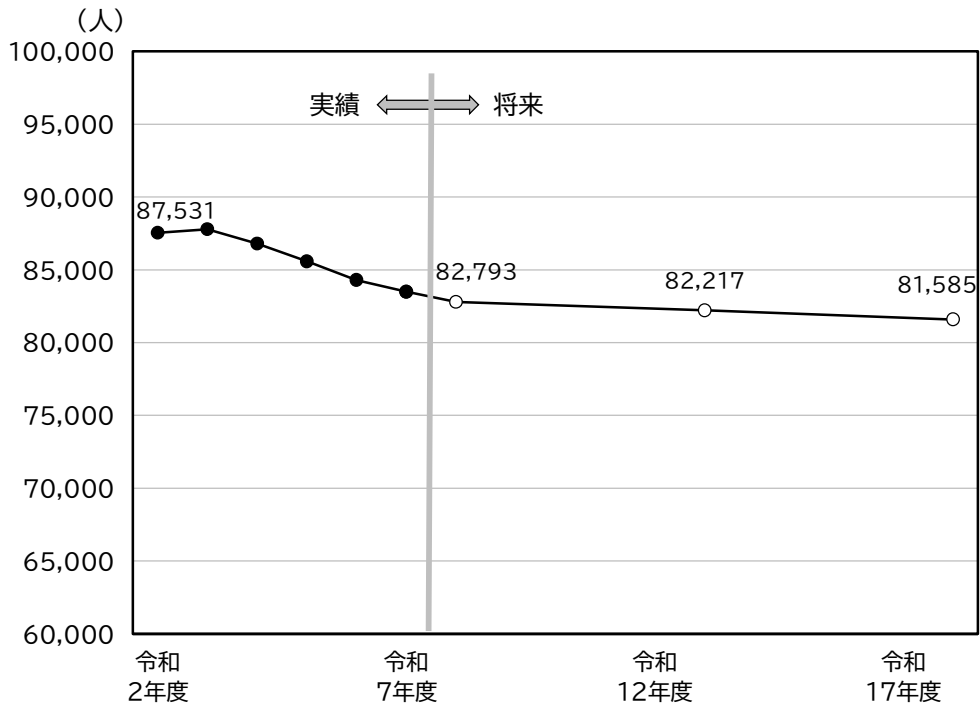


図6-1 将来人口(計画対象地域)

第2節 ごみ発生量の見込み（現状処理体系を維持した場合）

第1項 ごみ発生量の見込み（現状処理体系を維持した場合）

ごみ発生量の見込み（現状処理体系を維持した場合）は、表 6-3 に示すとおりです。ごみ総排出量は、令和 6 年度 26,102 t/年が令和 17 年度に 24,643 t/年となる見込みです。原単位 857 g/人・日が 828 g/人・日になる見込みです（図 6-2 参照）。

表 6-3 ごみ発生量の見込み(自衛隊駐屯地含む)(現状処理体系を維持した場合)

(単位:t/年)

		実績		見 通 し	
		令和6年度	令和12年度	令和17年度	
人口 (人)		83,484	82,217	81,585	
生活系ごみ	可燃ごみ	12,619	12,622	12,659	
	不燃ごみ	348	333	325	
	粗大ごみ	896	957	1,001	
	資源物	2,117	1,783	1,632	
	有害ごみ	27	28	29	
	危険ごみ	26	29	32	
	計	16,033	15,752	15,678	
事業系ごみ (自衛隊駐屯地含む)	可燃ごみ	9,792	9,172	8,734	
	不燃ごみ	0	0	0	
	資源物	276	247	231	
	計	10,069	9,419	8,965	
合計		26,102	25,171	24,643	
原単位(g/人・日)		857	839	828	

注)端数処理の関係により、収支が一致しない場合があります。

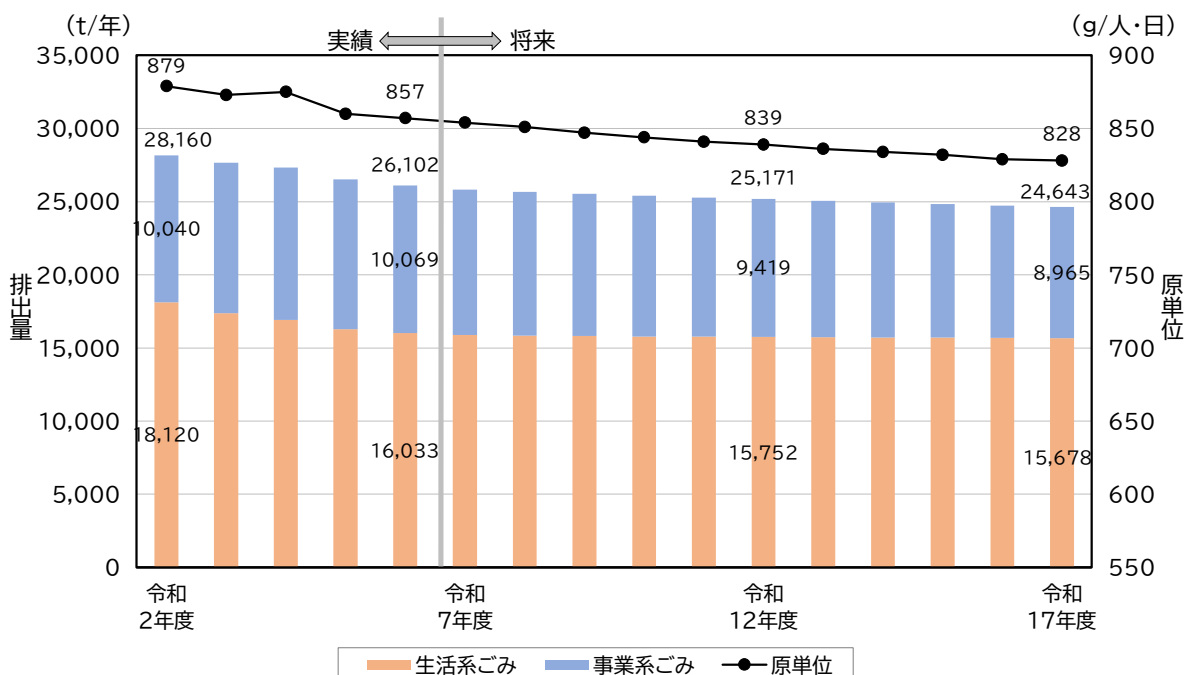


図 6-2 ごみ発生量の見込み(自衛隊駐屯地含む)(現状処理体系を維持した場合)の推移

第2項 ごみ処理量の見込み（現状処理体系を維持した場合）

それぞれの施設のごみ処理量の見込み（現状体系を維持した場合）は、表 6-4～表 6-8 に示すとおりです。

表 6-4 焼却施設処理量の見込み(現状処理体系を維持した場合)
(単位:t/年)

				実績	見 通 し	
				令和6年度	令和12年度	令和17年度
搬入量	直接焼却	収集	可燃ごみ	20,978	21,794	21,393
		直接搬入	可燃ごみ	1,433		
	計			22,411	21,794	21,393
処理量				22,411	21,794	21,393
処理後	資源化量		その他	2,305	2,245	2,203
	焼却残渣量			0	0	0

表 6-5 粗大ごみ処理施設処理量の見込み(現状処理体系を維持した場合)
(単位:t/年)

				実績	見 通 し	
				令和6年度	令和12年度	令和17年度
搬入量	収集	粗大ごみ		45	957	1,001
		粗大ごみ		851		
	計			896	957	1,001
処理量				896	957	1,001
処理後	資源化量		金属類	87	93	97
	処理残渣量			0	0	0

表 6-6 資源化施設処理量の見込み(現状処理体系を維持した場合)
(単位:t/年)

				実績	見 通 し	
				令和6年度	令和12年度	令和17年度
搬入量	収集	不燃ごみ		268	不燃ごみ	325
		資源ごみ		798		
		その他		23	資源ごみ	
	直接搬入	不燃ごみ		80	793.8	770.0
		資源ごみ		49	その他	32
		その他		3		
	計			1,221	1,156	1,127
処理量				1,221	1,156	1,127
処理後	資源化量		金属類	139	122.3	116.0
			ガラス類	462	412	382.6
			ペットボトル	223	239.6	252.9
			計	824	773.9	751.5
	焼却処理量		0		0	0
処理残渣量		239		231	228	

表 6-7 堆肥化施設処理量の見込み(現状処理体系を維持した場合)
(単位:t/年)

			実績	見 通 し	
			令和6年度	令和12年度	令和17年度
搬入量	収集	資源ごみ	377	329	304
	計		377	329	304
処理量			377	329	304
処理後	資源化量	堆肥	377	329	304
	処理残渣量		0	0	0

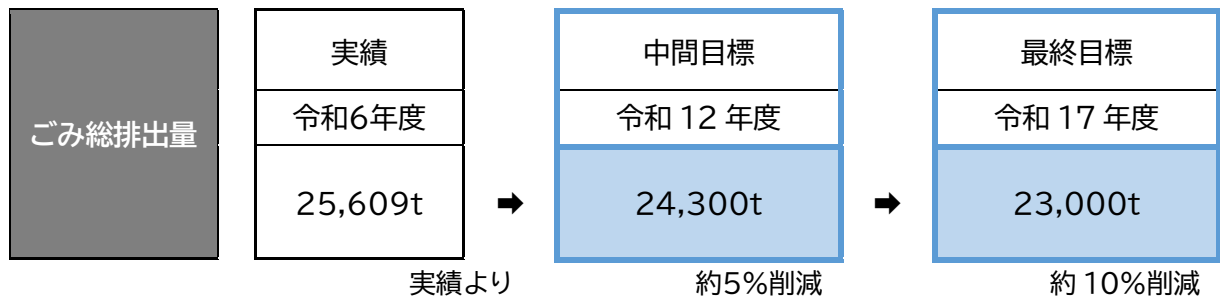
表 6-8 最終処分場処分量の見込み(現状処理体系を維持した場合)
(単位:t/年)

			実績	見 通 し	
			令和6年度	令和12年度	令和17年度
直接処分	直接搬入	不燃ごみ	0	0	0
焼却残渣量			0	0	0
処理残渣量			239	231	228
計			239	231	228

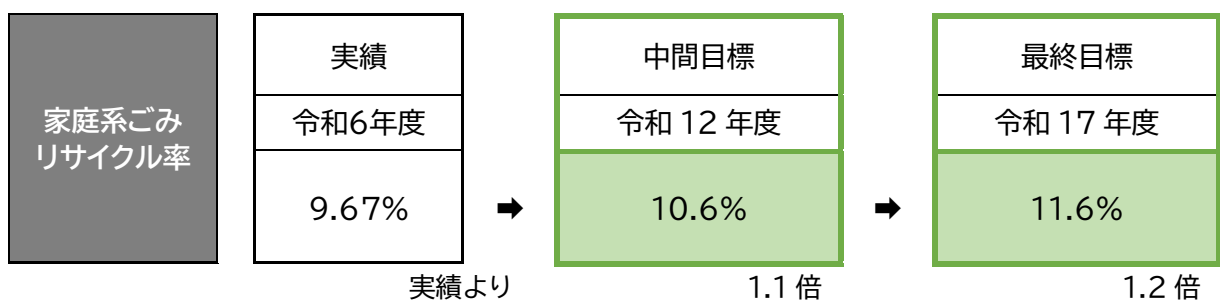
第3節 目標値の設定

本計画に基づき市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすことにより、以下に示す数値目標の達成を目指します。

① ごみ総排出量の目標

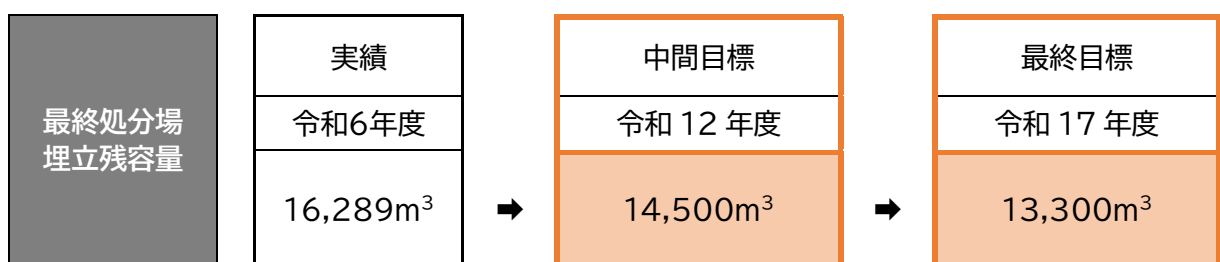


② 家庭系ごみリサイクル率の目標



注)生ごみ分は含んでいません。

③ 最終処分場埋立残容量の目標



第4節 ごみ発生量の見込み（目標達成した場合）

「第2節 ごみ発生量の見込み（現状処理体系を維持した場合）」で予測したごみ発生量の見込みに「第3節 目標値の設定」の目標値等を踏襲し、最終的なごみ排出量及び処理量の見込み（目標達成した場合）を整理します。

第1項 ごみ発生量の見込み（目標達成した場合）

ごみ発生量の見込み（目標達成した場合）は、表6-9に示すとおりです。ごみ総排出量は、令和6年度26,102 t/年が令和17年度に23,264 t/年となる見込みです。原単位857 g/人・日が781 g/人・日になる見込みです（図6-3参照）。

表6-9 ごみ発生量の見込み(自衛隊駐屯地含む)(目標達成した場合)

(単位:t/年)

		実績	見 通 し	
		令和6年度	令和12年度	令和17年度
人口 (人)		83,484	82,217	81,585
生活系ごみ	可燃ごみ	12,619	11,935	11,114
	不燃ごみ	348	321	295
	粗大ごみ	896	924	908
	資源物	2,117	2,019	1,992
	有害ごみ	27	28	29
	危険ごみ	26	29	32
	計	16,033	15,256	14,370
事業系ごみ (自衛隊駐屯地含む)	可燃ごみ	9,792	9,134	8,663
	不燃ごみ	0	0	0
	資源物	276	247	231
	計	10,069	9,381	8,894
合計		26,102	24,637	23,264
原単位(g/人・日)		857	821	781

注)端数処理の関係により、収支が一致しない場合があります。

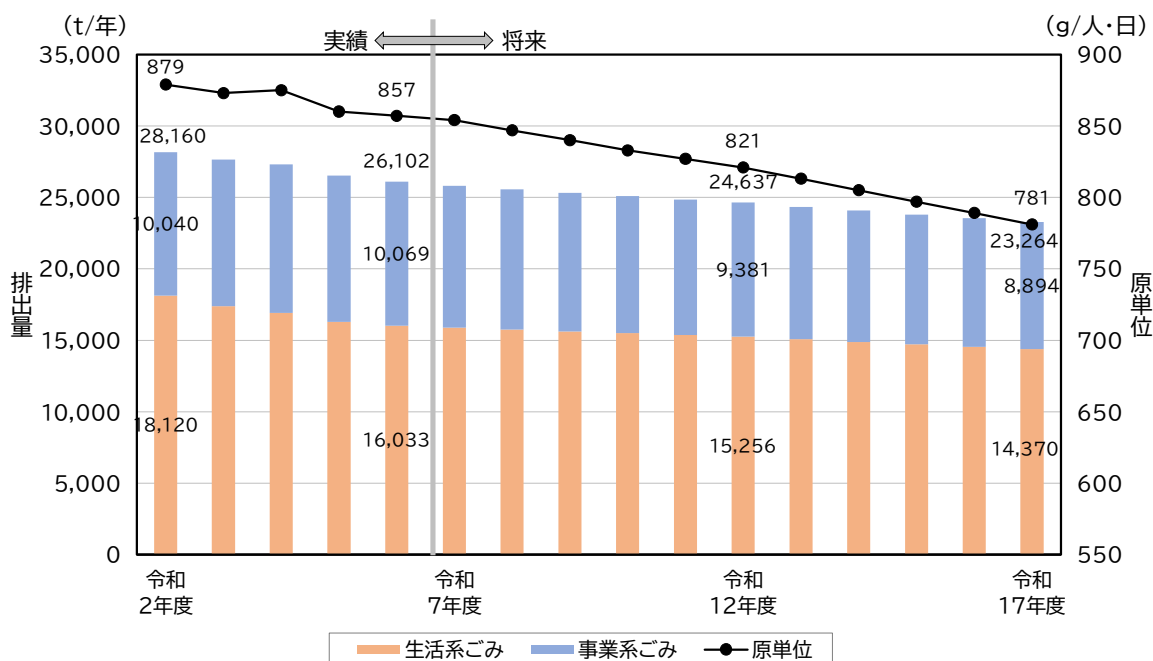


図6-3 ごみ発生量の見込み(自衛隊駐屯地含む)(目標達成した場合)の推移

第2項 ごみ処理量の見込み（目標達成した場合）

それぞれの施設のごみ処理量の見込み（目標達成した場合）は、表6-10～表6-14に示すとおりです。

表6-10 焼却施設処理量の見込み(目標達成した場合)

(単位:t/年)

				実績	見 通 し	
				令和6年度	令和12年度	令和17年度
搬入量	直接焼却	収集	可燃ごみ	20,978	21,069	19,777
		直接搬入	可燃ごみ			
	計			22,411	21,069	19,777
処理量				22,411	21,069	19,777
処理後	資源化量		その他	2,305	2,170	2,037
	焼却残渣量			0	0	0

表6-11 粗大ごみ処理施設処理量の見込み(目標達成した場合)

(単位:t/年)

				実績	見 通 し	
				令和6年度	令和12年度	令和17年度
搬入量	収集	粗大ごみ		45	924	908
		粗大ごみ				
	計			896	924	908
処理量				896	924	908
処理後	資源化量		金属類	87	90	88
	処理残渣量			0	0	0

表6-12 資源化施設処理量の見込み(目標達成した場合)

(単位:t/年)

				実績	見 通 し	
				令和6年度	令和12年度	令和17年度
搬入量	収集	不燃ごみ		268	不燃ごみ	
		資源ごみ			321	295
		その他		23		
	直接搬入	不燃ごみ		80	793.8	770.0
		資源ごみ		49		
		その他		3	29	32
	計			1,221	1,144	1,097
処理量				1,221	1,144	1,097
処理後	資源化量		金属類	139	122.3	116.0
			ガラス類	462	412	382.6
			ペットボトル	223	239.6	252.9
			計	824	773.9	751.5
	焼却処理量			0	0	0
処理残渣量			239	224	209	

表 6-13 堆肥化施設処理量の見込み(目標達成した場合)

(単位:t/年)

			実績	見 通 し	
			令和6年度	令和12年度	令和17年度
搬入量	収集	資源ごみ	377	329	304
	計		377	329	304
処理量			377	329	304
処理後	資源化量	堆肥	377	329	304
	処理残渣量		0	0	0

表 6-14 最終処分場処分量の見込み(目標達成した場合)

(単位:t/年)

			実績	見 通 し	
			令和6年度	令和12年度	令和17年度
直接処分	直接搬入	不燃ごみ	0	0	0
焼却残渣量			0	0	0
処理残渣量			239	224	209
計			239	224	209

第7章 減量化・資源化計画

第1節 市民・事業者・行政の取り組み

第1項 市民の取り組み

市民は、ごみを発生しない・出さないために、ごみの排出抑制や減量化・資源化に向けた行動を実施し、資源や環境に配慮した生活に心掛けるなど、ライフスタイルの見直しに努めます。市民の役割として代表的な取り組みを以下に示します。

取組 1-1 無駄のない購買行動

買いすぎや使いきれないことで発生する手つかずの食品廃棄を減らすなど、無駄なものは買わない・貰わない、必要なもの・量だけを買うなどの購買行動に努める。

また、商品の購入にあたっては、ごみができるだけ出ない商品や再生品を選択するなど、エシカル消費※の実践に努める。

※エシカル消費：持続可能な社会の実現のため、人、社会、環境、地域等に配慮した思いやりのある消費行動

取組 1-2 容器包装類の排出抑制

○簡易包装や詰め替え商品購入の推進

使い捨て商品の購入を自粛し、簡易包装や詰め替え商品の購入に努める。

○レジ袋やワンウェイカトラリー※の店頭受取の自粛

スーパーやコンビニエンスストア等での会計時に、マイバッグやマイはし等を使用し、レジ袋や使い捨てカトラリーの使用を自粛する。

※ワンウェイカトラリー：プラスチック製などの一度だけ使用した後に廃棄されることが想定されるスプーンやフォーク等

○マイボトル等の持参

学校や外出先等に自分用の水筒、タンブラー等を持参し、飲料容器の使用自粛に努める。

また、マイカトラリー（箸、フォーク、スプーン等）の持参により使い捨てプラスチック利用の自粛に努める。



取組 1-3 ごみ出しルールの徹底

可燃ごみや不燃ごみの中に未だ再生可能な資源物が含まれており、リサイクルによる取り組みが必要であることから、更なる分別排出の徹底に努める。

ごみ減量推進員による、地域のごみ減量の指導・リサイクルの普及・啓発活動を図っていく。

また、ルールが守られていないごみについては、自治会と連携し、問題の解決に取り組んでいく。



取組 1-4 製品等の長期利用

故障や破損した場合は、修理・補修して使用する等、物を大切にすることがごみの減量化に繋がるため、製品等の長期利用に努める。

取組 1-5 リユース(再使用)行動

各種団体が実施するフリーマーケット、リサイクルショップやスマートフォンアプリ等を活用し、不要となったものを必要とする人に受け渡すなど、リユース行動に努める。

取組 1-6 清掃ボランティア活動への参加及び協力

富士山一斉清掃や環境美化清掃等のボランティア活動に積極的に参加及び協力する。

第2項 事業者の取り組み

事業者は、資源・環境に配慮した事業活動に向け、製品の製造、流通・販売の各段階におけるごみの排出抑制・資源化に努めます。事業者の役割として代表的な取り組みを以下に示します。

取組 2-1 簡易包装等の推進【対象:全事業者】

原材料の選択から製造工程、輸送工程における創意工夫や、需要量に応じた適切な生産の実施等、製造から流通・販売において、ごみの減量化・資源化に向けた取り組みの実施に努める。
特に製造業者においては、使い捨て製品の製造や商品の過剰包装・梱包を自粛し、包装材・梱包材使用量の削減に努める。

取組 2-2 長寿命製品、詰め替製品等の利用推進【対象:製造業者】

繰り返し使用できる製品や長寿命製品、詰め替え製品等、廃棄する割合の少ない商品の製造・販売に努める。

取組 2-3 循環資源活用の推進【対象:製造業者】

製品生産時には天然資源の使用量を抑え、リサイクル品を利用するなど、循環資源*の積極的な活用に努める。
※循環資源：使い終えた製品を廃棄するのではなく、資源として循環させる考え方

取組 2-4 事業者によるプラスチック資源の自主回収の推進【対象:製造業者・販売業者等】

「プラスチック資源循環促進法」に基づく製造・販売業者等によるプラスチックの自主回収・資源化に努めていく。

取組 2-5 レジ袋やワンウェイカトラリーの店頭受渡の自粛【対象:小売店等】

マイバッグやマイはし等を推奨し、レジ袋や使い捨てカトラリーの受け渡しの削減に努める。

取組 2-6 民間活力による資源化の向上【対象:小売店等】

小売店等での店頭回収、古紙回収業者による古紙回収ボックスによる資源回収等、民間事業者による資源化が活性化しており、民間リサイクルルートへの活用を拡大を図っていく。

取組 2-7 リユース食器の活用【対象:飲食店等】

市内で開催するお祭りやイベント等において、使い捨て容器などを利用せず、リユース容器を利用するなど、ごみの発生抑制に努める。



リユース食器ネットワーク*

※リユース食器ネットワーク：使い捨て容器に替えて、繰り返し洗って使用するリユース食器の普及を中心に、3Rに取り組む全国の団体をつないだネットワーク

取組 2-8 先進的な取り組みの情報共有・意見交換〔対象:全事業者〕

ごみの排出抑制や資源化に対して、先進的な取り組みを実施している事業者行動が、他の事業者にも伝わるよう、事業者間で情報共有や意見交換等が行える体制の整備に努めていく。

取組 2-9 廃棄物の減量及び再利用に関する計画の作成

〔対象:事業用大規模建築物の所有者又は占有者〕

事業用大規模建築物の一般廃棄物排出事業者に対し、「廃棄物の減量及び再利用に関する計画」の作成を依頼し、ごみの排出抑制や資源化に積極的に取り組んでいく。

第3項 行政の取り組み

市は、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、様々な角度から市民、事業者の自主的な取り組みを支援し、行動に結びつく機運の醸成に努めます。

■市民取り組みの支援等

取組 3-1 生ごみの排出抑制・減量化の促進

生ごみ削減の取り組みとして「3切り運動」を推奨し、①買った食材を使いきる「使い切り」、②食べ残しをしない「食べ切り」、③生ごみを出す前にもうひとしぼりする「水切り」をする、生ごみの減量に向けた意識の向上を推進する。

また、コンポストや家庭用生ごみ処理機による排出抑制・減量化を促進するため、普及啓発の方策を検討していく。

取組 3-2 紙類の分別の推進

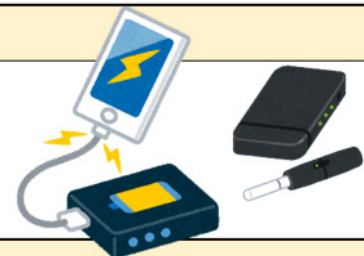
可燃ごみに含まれる紙類を減らすため、資源化可能な紙類について、広報紙、ホームページ、ごみ分別アプリ等を活用して情報を発信し、可燃ごみの排出抑制と古紙・雑がみへの分別推進を図っていく。

取組 3-3 製品プラスチックの分別収集及び再資源化の実施に向けた検討

「プラスチック資源循環促進法」の趣旨に沿い、プラスチックの分別収集及び再資源化の実施について、費用や再資源化ルートの確保などのほか、様々な課題を踏まえつつ、検討を行っていく。実効性のあるものとするため、モデル地区での試行的な取り組みを検討する。

取組 3-4 リチウムイオン電池・電子タバコの分別収集

令和8年4月からモバイルバッテリー・携帯電話・加熱式たばこのリサイクル回収がメーカー義務化されます。それに伴い、本市では、リチウムイオン電池、ニカド・ニッケル水素電池及び電子タバコの分別収集に取り組む。



取組 3-5 未分別ごみに対する指導強化

可燃ごみや不燃ごみに資源が混入している場合、啓発シール貼付等によるごみの残置を行うなど、未分別ごみ排出者に対する指導の強化を行っていく。

取組 3-6 拠点回収の拡充

資源回収の拠点として、市民が日常的に利用できるよう常設資源回収場所の整備や運用方法を検討していく（品目の見直しや拠点場所の拡大など）。

■事業者取り組みの支援等

取組 3-16 事業系ごみの排出ルールの策定と指導

事業者自らによる排出抑制・資源化を進めるため、受け入れる事業系ごみの排出ルールを策定し、紙類等の資源化可能なごみについては、資源化ルートの情報提供などの排出ルールの徹底に向けた指導を強化する。

また、異物混入を防ぎ、適正な分別排出を徹底するため、施設搬入時の検査を強化する。

取組 3-17 許可業者と連携した排出事業者への働きかけ

事業系ごみ収集を行う許可業者と連携し、排出事業者に対して、分別の徹底や再生可能な紙類・生ごみの資源化促進の働きかけを行う。

取組 3-18 中小規模事業者における資源化の促進

中小規模事業者が古紙等の資源物を回収できる仕組みづくり等により、分別排出の促進とごみの減量を推進する。

例えば、(公益財団法人)古紙再生促進センターでは、事業所から発生する古紙の資源化について、それぞれの事業所に合った資源化の案内を行っている。市は事業者に対し、様々な情報を提供し、事業系ごみの資源化を促進する。

取組 3-19 先進的な取り組み事例・方法の情報提供

事業者の優れた取り組みを、市ホームページやイベント等において紹介し、広報啓発・情報提供を行っていく。

取組 3-20 事業者の自主的・自発的な取り組みの啓発

他自治体の事例などを調査研究し、本市の事業者が自主的・自発的に取り組むことができるための事業者向けリーフレットや市ホームページ等での広報啓発を行っていく。

取組 3-21 事業者間での情報交換・情報共有の支援

ごみの排出抑制や資源化を進めている事業者の先進的な取り組みが、情報として他の事業者へ伝わるように事業者間で情報交換・情報共有できるよう支援する。

■その他

取組 3-22 先進事例等を参考にした新たなリサイクル方法の調査研究

持続可能な社会の実現に向け、発生するごみを資源として活用するため、事業者等と連携し、廃棄物系バイオマス（畜産資源※、食品資源※など）の利活用やマテリアルリサイクル※などの先進事例などの調査を行っていく。これら先進事例を参考にした新たなリサイクル方法について調査・研究し、実施に向け検討を行っていく。

※畜産資源：家畜排泄物など

※食品資源：加工残渣、生ごみ、動植物性残渣など

※マテリアルリサイクル：使用済み製品や廃棄物を「原材料」として再利用し、新しい製品を作るリサイクル方法

取組 3-23 水平リサイクルの推奨

企業との連携のもと、ペットボトルやその他のプラスチック製品を元のプラスチックと同様の品質に戻す水平リサイクルの取り組みを検討する。

例えば「ボトル to ボトル」、ペットボトルからペットボトルに再生することは、新たに石油由来原料からペットボトルを作るのに比べてCO₂を約60%削減できるといわれている。再生されたペットボトルを利用することで、リサイクル意識の高揚に繋げていく。

第8章 食品ロス削減推進計画

第1節 食品ロス削減の現状

第1項 食品廃棄物の現状

世界では、人の消費のために1年間に生産される食料（約40億t）の約3分の1に当たる約13億tが捨てられています。一部の国では、食料を大量に生産、輸入していますが、その反面、たくさんの食品ロスを排出している現状があります。その一方で、10人に1人の子どもが飢えに困っている状況であり、私たち一人ひとりが食べ物を無駄なく、大切に消費していく必要があります。

食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」は、様々な問題に繋がっています。食品ロスを含むたくさんのごみを廃棄することは、ごみの処理に多額の費用が掛かっており、処理には私たちの税金で賄われています。また、ごみを燃やす際に排出されるCO₂や焼却後の灰を埋め立てる土地を含めた環境負荷が懸念されています。

日本においても、ごみとして廃棄される物の中には食品ロスの占める割合も多く、食品ロスの量は年間464万t（令和5年度）と推計されており、この値は、日本国民全員が、毎日、ご飯茶碗1杯分の食品を捨てていることに値します。

日本の食品ロス量年間464万tのうち、事業者からの発生量は231万tで、主に規格外品、返品、売れ残り、食べ残しなどであり、家庭からの発生量は233万tで、主に食べ残し、手つかずの食品（直接廃棄）、皮の剥きすぎ（過剰除去）などが発生要因となっています。食品ロスを減らすためには、国民、事業者一人ひとりが食品ロス問題をより身近なことと実感し、取り組んでいく必要があります。

大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、社会を構成する市民・事業者・行政がそれぞれの立場でその役割を自覚・認識し、一体となって取り組んでいくことが重要です。

第2項 食品廃棄物の発生量

本市の家庭系生ごみ排出量は約2,000tあります。食品廃棄物のうち削減が見込める食品ロス（食べ残し、直接廃棄及び過剰除去）を、全国の推計値を参考に算出すると、表8-1に示すとおりであり、約690tと予測します。

表8-1 食品ロス量の予測値

		全 国		御殿場市
		令和5年度推計		—
家庭系食品廃棄物等		678万	100.0%	2,000
家庭系 食品 ロス	食べ残し	97万	14.3%	286
	直接廃棄	100万	14.7%	294
	過剰除去	36万	5.3%	106
	計	233万	34.4%	688

注)端数処理により収支が一致しない場合があります。

資料:「食品ロス削減ガイドブック」(令和7(2025)年度 消費者庁)

第2節 削減に向けた取り組み

生ごみ・食品ロスの発生抑制や減量化に向け、市は広報啓発活動に努めていきます。具体的な取り組みを以下に示します。

第1項 市民の取り組み

取組 1-1 生ごみ・食品ロスの削減

○消費量に見合った食材の購入・調理の実施

食材や食品は使い切る、食べ切ることを基本とし、食材は必要な分だけ購入し、食べる分だけ調理し、食べ残しをしないように努める。

○「てまえどり」行動の実践

購入してすぐ食べるときは、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選び、販売期限が過ぎて廃棄されることによる食品ロスの削減に努める。



「てまえどり」ステッカー

○生ごみ3切り運動（水切り・食べ切り・使い切り）の継続

①買った食材を使いきる「使い切り」、②食べ残しをしない「食べ切り」、③生ごみを出す前に余分な水分を絞る「水切り」運動に努める。

○生ごみの水切り

水切り器や水切りネットを活用したり、茶がらやドリップ後のコーヒーかすは乾燥させるなど、生ごみの水切りに努める。

○賞味期限*・消費期限*の正しい理解

賞味期限・消費期限を正しく理解し適量を購入し、食品ロスの削減に資する購買行動に努める。

※賞味期限：おいしく食べられる期限

※消費期限：安全に食べられる期限

第2項 事業者の取り組み

取組 2-1 生ごみの資源化〔対象：食品製造業者等〕

食品リサイクル法により、食品製造業者等は、食品廃棄物の再生利用等を可能な限り実施する義務があり、最終的に残った食品廃棄物の再生利用等に取り組んでいく。

取組 2-2 生ごみ・食品ロス削減の推進〔対象：小売店等〕

○食品ロスの削減

小売店の売り場において消費者である市民向けに食品ロス削減（「てまえどり」、「賞味期限・消費期限の正しい理解」等）に関わる推奨・啓発を行うことで、小売店から排出される食品ロスの削減に努める。

○ばら売り・量り売り、割引販売の推進

小売店等において、ばら売り・量り売り、割引販売を推進し、消費者が必要なものだけを購入できるよう取り組んでいく。

取組 2-3 フードバンク活動の利用〔対象:製造業者、販売業者等〕

食品ロスの削減に向け、フードバンク活動*の利用を検討する。
本市では、「フードバンクふじのくに」へ「御殿場市社会福祉協議会」を通じて、品質に問題のない食品を提供しています。

※フードバンク：食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設などに無償で提供する活動や団体



取組 2-4 30・10 運動の推進〔対象:飲食店等〕

会食や宴会等で、「乾杯後 30 分は席を立たず料理をおいしく味わう時間。終了前 10 分は、残った料理、デザートをおいしく食べる時間」の 30・10 運動の推奨に努めていく。

第3項 行政の取り組み

取組 3-1 フードバンク・フードドライブの促進

農家や食品関連企業から規格外の食材・食品や賞味期限が近づいた食品を寄付するフードバンクや、家庭から余った食品を寄付するフードドライブなどの活動を紹介することにより、食品ロスの削減を図っていく。

取組 3-2 先進的な取り組み事例・方法の情報提供

他自治体の事例などを調査研究し、本市の事業者が自主的・自発的に取り組むことができるためのリーフレットや市ホームページ等での広報啓発を行っていく。

取組 3-3 事業者の自主的・自発的な取り組みの啓発

食品ロスの削減を進めている事業者の先進的な取り組みが、情報として他の事業者へ伝わるように事業者間で情報交換・情報共有できるよう支援する。

取組 3-4 効果的な情報発信

ホームページ、広報紙や富士山GOGOエフエム等を活用し、食品ロス削減に関する意識向上のため、年齢層など対象に合わせたわかりやすい情報発信を行っていく。

食品ロスをなくそう！



第9章 ごみ処理基本計画

第1節 将来の分別区分

将来の分別区分を表9-1に示します。資源物として、新たにプラスチック製品、食用油の分別を行います。また、普通の乾電池に加え、リチウムイオン電池、ニカド・ニッケル水素電池を、危険ごみに電子タバコの分別を計画していきます。

表9-1 将来の分別区分

現 状		将 来	
可燃ごみ		可燃ごみ	
生ごみ(一部地域)		生ごみ	
不燃ごみ		不燃ごみ	
資源物	びん	資源物	びん
	缶(飲料用)		缶(飲料用)
	金属類		金属類
	古紙・雑がみ		古紙・雑がみ
	小型家電		小型家電
	ペットボトル・トレイ		ペットボトル・トレイ
	発泡スチロール		発泡スチロール
	古着・古布		古着・古布
			プラスチック製品
	食用油		
有害ごみ		有害ごみ	
乾電池		乾電池	
		リチウムイオン電池	
		ニカド、ニッケル水素電池	
体温計		体温計	
危険ごみ		危険ごみ	
スプレー缶、ライター		スプレー缶、ライター	
		電子タバコ	
粗大ごみ		粗大ごみ	

第2節 収集運搬計画

第1項 収集運搬の基本方針

収集運搬量の変化に対応した収集体制の確保や、収集運搬による環境影響の低減、収集運搬の効率化など、適正な収集運搬の実施に向け、収集を委託する民間業者との調整を図っていきます。

第2項 収集運搬体制

収集運搬体制は、表 9-2 に示すとおりとします。

収集頻度等に関しては予定であり、ごみステーションの設置場所・設置数、収集回数は必要に応じて適宜見直しを行います。なお、プラスチック製品、食用油の検討・実施については、令和 12 年度までを目標に進めます。

表 9-2 将来の収集運搬体制

分別品目	収集頻度	排出方式	排出場所	収集体制	
可燃ごみ	週2回	可燃ごみ用指定袋	集積所	委託	
不燃ごみ	月2回	不燃ごみ用指定袋	集積所	委託	
資源物	びん	月2回	専用コンテナ(緑色)	集積所	委託
	缶	月2回	専用コンテナ(青色)	集積所	委託
	古紙	月2回	新聞・広告、雑誌、雑がみ及び段ボールの4種類に分け、紙紐で束ねる。	集積所	委託
	ペットボトル	月2回	専用ネット(青色)	集積所	直営
		随時	店舗の専用コンテナ等	拠点回収(協力店等)	委託
	トレイ	随時	店舗の専用コンテナ等	拠点回収(協力店等)	委託
	発泡スチロール	週5日	回収コンテナ	拠点回収(公共施設等)	委託
	金属類	月2回	専用コンテナ(茶色)	集積所	委託
	小型家電	月2回	専用コンテナ(オレンジ色)	集積所	委託
		随時	回収ボックス	拠点回収(公共施設等)	直営
	古着・古布	随時	回収ボックス等	拠点回収(協力店等)	—
	生ごみ(一部地域)	週2回	専用タル	集積所	委託
	プラスチック製品	随時	検討	検討	検討
	食用油	随時	検討	検討	検討
有害ごみ	乾電池	月2回	透明袋	集積所	委託
	リチウムイオン電池	随時	専用ボックス等	拠点回収(公共施設等)	直営
		月2回	透明袋	集積所	委託
	ニカド・ニッケル水素電池	随時	専用ボックス等	拠点回収(公共施設等)	直営
		月2回	透明袋	集積所	委託
	体温計	月2回	透明袋	集積所	委託
蛍光管	随時	回収ボックス等	拠点回収(協力店等)	委託	
危険ごみ	スプレー缶	月2回	専用コンテナ(クリーム色)	集積所	委託
	ライター	月2回	透明袋	集積所	委託
	電子タバコ	随時	専用ボックス等	拠点回収(公共施設等)	直営
粗大ごみ	随時		軒先	直営	

注)新規の品目については青字で示します。

第3項 将来の収集運搬量

将来の収集運搬量は、表 9-3 に示すとおりです。

表 9-3 将来の収集運搬量(目標達成時の場合)

(単位:t/年)

	実績		見 通 し	
	令和6年度	令和12年度	令和17年度	令和17年度
可燃ごみ	12,253	11,589	10,792	
不燃ごみ	268	247	227	
粗大ごみ	45	46	45	
資源物	缶、びん、古紙等	1,169	1,194	1,234
	生ごみ	120	99	89
	プラスチック製品	—	44	50
有害ごみ	20	21	21	
危険ごみ	21	23	26	

第3節 中間処理計画

第1項 中間処理の基本方針

中間処理は、御殿場市・小山町広域行政組合で処理及び運営管理が行われています。ごみの適正処理に向け、市は、可燃ごみや不燃ごみに不適物混入を防止するため、ごみの適正な分別排出の徹底等に努めていきます。

また、広域処理については、必要に応じて関係自治体と協働・調整を図っていきます。

第2項 中間処理体制

中間処理体制は、広域行政組合がPFI方式で運営しているので、今後の方向性に関しては、御殿場市、小山町及び組合の三者で合意していく必要があります。

第3項 将来の中間処理量

将来の中間処理量は、表9-4～表9-7に示すとおりです。

表9-4 将来の焼却施設処理量〔P43,表6-10再掲〕

(単位:t/年)

				実績	見 通 し	
				令和6年度	令和12年度	令和17年度
搬入量	直接焼却	収集	可燃ごみ	20,978	21,069	19,777
		直接搬入	可燃ごみ	1,433		
	計			22,411	21,069	19,777
処理量				22,411	21,069	19,777
処理後	資源化量		その他	2,305	2,170	2,037
	焼却残渣量			0	0	0

表9-5 将来の粗大ごみ処理施設処理量〔P43,表6-11再掲〕

(単位:t/年)

				実績	見 通 し	
				令和6年度	令和12年度	令和17年度
搬入量	収集	粗大ごみ		45	924	908
		直接搬入	粗大ごみ	851		
	計			896	924	908
処理量				896	924	908
処理後	資源化量		金属類	87	90	88
	処理残渣量			0	0	0

表 9-6 将来の資源化施設処理量 [P43, 表 6-12 再掲]

(単位:t/年)

				実績	見 通 し	
				令和6年度	令和12年度	令和17年度
搬入量	収集	不燃ごみ	268	不燃ごみ	295	
		資源ごみ	798			
		その他	23	資源ごみ	770.0	
	直接搬入	不燃ごみ	80			793.8
		資源ごみ	49			その他
		その他	3			
	計			1,221	1,144	1,097
処理量				1,221	1,144	1,097
処理後	資源化量	金属類	139	122.3	116.0	
		ガラス類	462	412	382.6	
		ペットボトル	223	239.6	252.9	
		計	824	773.9	751.5	
	焼却処理量	0	0	0		
処理残渣量		239	224	209		

表 9-7 将来の堆肥化施設処理量 [P44, 表 6-13 再掲]

(単位:t/年)

				実績	見 通 し	
				令和6年度	令和12年度	令和17年度
搬入量	収集	資源ごみ	377	329	304	
	計			377	329	304
処理量				377	329	304
処理後	資源化量	堆肥	377	329	304	
	処理残渣量		0	0	0	

第4節 最終処分計画

第1項 最終処分の基本方針

埋立対象物は、組合からの処理残渣となります。中間処理施設等で適正処理後の最終的に残ったもの（残渣）を無害化・安定化を図り、減量化・減容化に努めていきます。最終処分場の更なる延命化に向け、最終処分量の減量化・減容化を図っていきます。最終処分量の削減には、ごみそのものの排出抑制や資源化への転換が不可欠であり、引き続き、市民や事業者のごみに対する意識の向上に努めていきます。

第2項 最終処分体制

最終処分体制は、基本的に現処理体制を継続していきます。

第3項 将来の最終処分量

将来の最終処分量は、表9-8に示すとおりです。

表9-8 将来の最終処分量 [P44, 表6-14 再掲]

(単位:t/年)

			実績	見 通 し	
			令和6年度	令和12年度	令和17年度
直接処分	直接搬入	不燃ごみ	0	0	0
焼却残渣量			0	0	0
処理残渣量			239	224	209
計			239	224	209

第10章 進行管理計画

第1節 推進体制

本計画で示した基本方針である『持続可能な循環型社会の実現』を達成するため、施策等を実施・推進する必要があります。

本計画の目標達成に向けた進捗状況は、市民や事業者がごみに対する意識の高揚を図るため、市のホームページ等で進捗状況等を報告するなどの検討を行っていきます。

第2節 進行管理

本計画の進捗状況について、PDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

① 年次報告による公表の継続

ホームページ等を通じて「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の施策の進捗状況等、情報発信を行っています。

② 計画の点検・評価と見直し

施策の進捗状況や数値目標の達成状況等を「御殿場市ごみ減量等推進審議会」に報告し、本計画の点検・評価を行い、中間年（5年後）を目途に計画全体を見直します。

また、社会経済状況や市民の意識の変化により、必要に応じて計画の点検・評価の見直しを検討します（図 10-1 参照）。

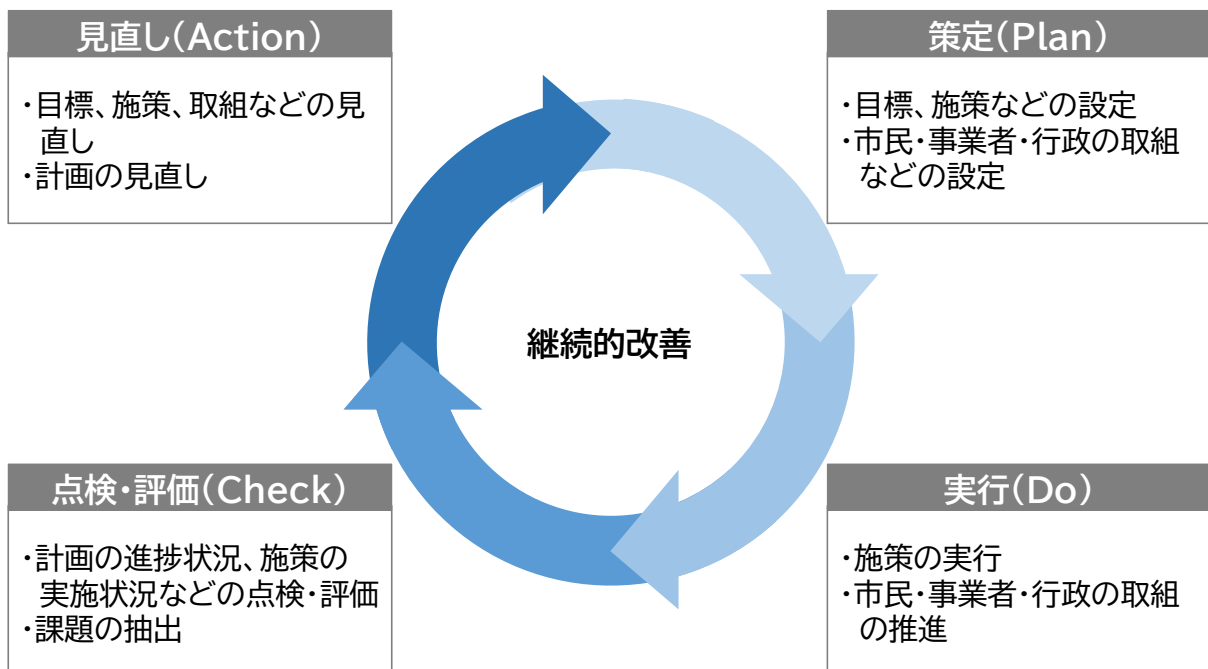


図 10-1 PDCA サイクルに基づく計画の進行管理